

第 1 1 回
行 方 郡 合 併 協 議 会

平成16年9月2日（木）

行方郡合併協議会事務局

第 1 1 回行方郡合併協議会 会議録

●日時：平成 1 6 年 9 月 2 日（木）午後 1 時 3 0 分から

●場所：北浦町役場「大会議室」

●あいさつ

●議 事

（１）協議事項

- ①新市の名称について（継続）
- ②議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続）
- ③農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続）
- ④消防防災関係事業の取扱いについて（継続）
- ⑤合併協定項目の変更について
- ⑥地域審議会、地域自治組織の取扱いについて
- ⑦公共的団体等の取扱いについて（その 2）
- ⑧学校教育事業について
- ⑨新市建設計画（後半）について

（２）提案事項

- ①使用料、手数料等の取扱いについて
- ②町名・字名の取扱いについて
- ③国民健康保険事業の取扱いについて
- ④福祉関係事業（その 1・高齢福祉）について
- ⑤ 同 （その 2・児童福祉）について
- ⑥ 同 （その 3・社会福祉）について
- ⑦新市建設計画（財政計画）について

（３）その他

● 出席委員（35名）

会長	横山 忠市	副会長	伊藤 孝一	副会長	坂本 俊彦
	酒井 勝男		原 延征		高野 貫一
	平野 晋一		齋藤 一男		成嶋 常松
	茂木 正治		宮内 守		塙 仁
	磯山 信也		磯山 茂男		橋詰 芳明
	山崎 實		宮内 勲		鈴木 忠芳
	羽生 勇		山崎 和久		坂本 瑞夫
	兼平 佳子		真家恵久子		大曾根輝江
	大川 久子		吉田 和江		阿部 君子
	篠塚 一郎		河野 秀雄		栗又 敏治
	平山 一巳		額賀 宏		大崎 博之
	渡辺 博（笠尾卓朗委員の代理）				
	岩上 博（阿部 薫委員の代理）				

● 欠席委員（1名）

藤咲 康二

● 出席顧問

なし

○一條事務局次長 お待たせいたしました。

本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の一條です。よろしくお願い申し上げます。

はじめに、坂本副会長より開会のごあいさつをお願いいたします。

○坂本副会長 皆さん、改めましてこんにちは。

ことしの夏は異常な暑さの中だったんですが、9月に入り、きょうは幾分なりともしのぎやすい日だと思います。

本日は第11回の行方郡合併協議会に全員の委員の皆さんに参加いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより第11回行方郡合併協議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○一條事務局次長 それでは、横山会長よりあいさつをお願いいたします。

○横山会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しいところ、第11回行方郡合併協議会にご参加をちょうだいいたしまして、大変ありがとうございます。

また、前回の協議会におきまして継続協議となっておりました「新市の事務所の位置」そして「合併の期日」についてご決定をいただきましたこと、まことにありがとうございました。これも委員の皆様方のご協力のたまものと感謝をいたしているところでございます。今後も、引き続き皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存ずる次第でございます。

さて、本日の協議会でございますけれども、新市の名称につきまして、前回小委員会からご報告をいただきました7候補の中から選定をしていただく予定になってございます。よろしくお願いいたしたいと思います。

忌憚のないご意見をちょうだいいたしながら円滑な議実の進行ができますようによりしくお願いを申し上げまして、私のあいさつにかえる次第であります。

本日はまことにご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

○一條事務局次長 ありがとうございます。

それでは早速、議事に移りたいと思います。合併協議会規約第10条第2項の規定により、横山会長に議長をお願いし議事を進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願いいたしたいと思います。

なお、本日の出席委員でございますけれども、35名でございます。協議会規約第10条第1項の規定に従います定足数に達していますことをご報告申し上げたいと思います。

まず、会議録署名人を指名させていただきたいと思います。

麻生町の酒井委員さん、北浦町の真家委員さん、玉造町の埴委員さんをお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いいたしたいと思います。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、協議事項①でありますけれども、新市の名称についてを議題といたします。

前回、小委員会から7つの候補が報告されました。その7つにつきましては、本日、皆さんからよく見えるところに張ってございます。この中から新市の名称についてご決定をいただきたいと思います。他の協議会におきましては、はじめから投票により選定していくということもございますが、当協議会におきましては、まず皆さん方でご意見を聞きながら協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたしたいと思います。

それでは、ご意見を伺いたいと思います。

橋詰委員さん。

○橋詰委員　いろいろと候補が7つばかり挙がったと思うんですが、漢字の「行方（なめがた）市」、従前どおりこれが住民の方々にとっても抵抗なく、一番自然に受け入れられるのではなかろうかというようなことで、書いてあるところからしますと一番左ですね。「行方（なめがた）市」、これということでお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

○横山会長　ご提案ありがとうございます。

それでは、ほかにございますでしょうか。

宮内委員さん、お願いいたします。

○宮内守委員　新市の名称につきまして玉造の委員さんからお話がありましたが、北浦町といたしましては、これまでの歴史を重んじまして、将来に継承していく我々の責務や、この行方3町が合併するということなどを考慮いたしまして、漢字の「行方（なめがた）」とすることで提案したいと。よろしくお願いいたします。

○横山会長　橋詰委員さんに同様ですね、「行方（なめがた）」、漢字のね。

それでは、麻生の茂木委員さん、お願いいたします。

○茂木委員　どうも皆さん、ご苦労さまでございます。

麻生といたしましても、玉造さん、北浦さん同様、漢字の「行方（なめがた）市」ということで異議ございません。

○横山会長 それでは、皆さん3町とも代表の方からお話がございましたけれども、ほかの委員さん方で何かご質問ありますか。

(なし)

○横山会長 それでは、新市の名称につきましては、漢字、一番左側に張ってございます「行方（なめがた）市」を採用してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定させていただきたいと思います。本当にありがとうございます。

次に、協議事項の②でありますけれども、議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

今回は、在任特例の期間につきまして協議をお願いいたします。

なお、前回の協議におきまして、麻生町から、平成18年11月末までとする案が出されております。それらも踏まえましてご意見を伺いたいと思います。

どうぞご意見のある方、お願いいたします。

宮内委員さんお願いします。

○宮内守委員 それでは、議員の任期につきましては、北浦町といたしましては、協議の結果、平成18年11月30日ということでご報告させていただきたいと思います。

これで、議員の取り扱いにつきましての結論はこれから出されると思いますけれども、議題にはございませんが関連して提案させていただきたいと思います。ご議論いただければ幸いです。

身分とともについてくるのが議員の報酬の問題かと思います。我々議員も、あるべき報酬を考えているところでございます。

まず1点目に、議員報酬を我々の立場で決めることはいかがなものかということで少々戸惑いを感じております。2点目には、議員の報酬のみならず、他の多くの特別職がございます。3点目に、このような報酬が他の地域の状況とも比較してどのような考え方で整理したらいいのかといろいろ考えておりますときに、新市の名称決定と同様な小委員会を設けて、報酬決定に当たって検討してはいかがかということでございます。こうすることによりまして、町民の皆さんに一定のご理解をいただける場になっていくのかなと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○横山会長 ただいまの宮内委員さんのご意見でありますけれども、在任特例につきましては、平成18年11月30日というようにお話がございました。

それから、報酬関係でありますけれども、これにつきましては、ただいま事務局の方からお答えをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○江寺事務局次長 今のご質問、ご要望の件ですけれども、協議会の中で新市のいろいろな特別職関係だと思います、それらも含めということだと思いますけれども、自分たちが決めるというよりも、広く意見を聞いて、公平にそして適正な金額にということで、そういう小委員会を設けて検討したらいいだろうということをこの場でお諮りいただいてご決定いただければ、改めて小委員会の設置についてご提案を申し上げまして、ご協議させていただくということでこの場ではお諮りいただきたいというふうに思います。

○横山会長 ただいま事務局の方からお答えいたしましたけれども、もう一つだけ、玉造さんに先に在任特例に関してのご意見をお伺いしたいというふうに思いますので、代表者の方、お願いいたします。

○大曾根委員 玉造町の大曾根でございます。

議員の在任特例期間ということなのですが、玉造町としましては、在任特例期間いっぱい、2年間ということをお願いしたいと思います。

といいますのは、この協議会、4月に立ち上がりまして、まだ何カ月でもないうちに協議が進んでまいりました。協議されたことにつきまして、新たに新市になりましたときに、ここにおいでになります議員さんをはじめ、現在議員の職につかれています方々に、新市になりました時点で、この協議会で協議された内容につきまして必ずそのとおりに行われているかどうかということを見届けていただくことも必要かと私たち住民の一人としては考えるところであります。特に、新市庁舎建設につきましては、この前の会議につきまして、調整方針としまして文言を入れていただきましたけれども、市長誕生直ちに建設委員会を発足させるということで協議されました。つきましては、そのとおりに3町の中心地に住民が望むように庁舎が建ちますことを私たちは確認させていただきたいと思いますので、その確認をしていただくことも含めて、2年間の在任特例期間内、議員さんに頑張ってくださいように在籍していただきたいと望むところであります。よろしくお願いいたします。

○横山会長 ただいま大曾根委員さんの方から、玉造さんの方針をお聞かせいただきました。

これは、麻生、北浦は11月30日ということでお決めのようでございますけれども、玉造さんの方で2年の在任特例期間いっぱいを使いたいというようにお話でございます。これにつま

しては、困りましたね、これは。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 2年延長ということになるんだということ、これ、いつになるんでしょうか。

○大曾根委員 9月2日になりますので、19年8月ということ。

○宮内守委員 私の考えでは、ちまたの声を聞くと、市長選も市議会議員も新市合併直ちに立候補して選挙があるべきなんだと。その方が新しい出発になって、すっきりするんじゃないでしょうか。こういう市に育てるんだという意見を持って立候補していただいて、選挙がいいだろうという声を聞いている。それでも、新市の中身は急変してしまうでしょうから、ということで、とりあえず18年11月30日という線まで延びたわけなんです、ここらが限界だと思います。そういう意見もある中でまた延びるということは、「何しているんだ」というような市民の声に変わってくるんじゃないかという心配がございます。2つの町が一致したので、18年11月30日で妥当な線だと思います。

○横山会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

(継続だとの声)

○横山会長 副会長は、何かありますか。

○坂本副会長 確かにいろいろな意見があると思いますけれども、玉造町でも数日前に特別調査委員会等々をやったわけですが、その中でも、今のようない意見も確かにございます。すぐやった方がいい、あるいは、半年ぐらいの方がいい、また、在任特例いっぱい2年ということで、最終的には余りまとまらなかったというのが本音です。そういった中で、大変だと思いますけれども、もう一度継続にさせていただいて、玉造町もなるべく統一できるようにしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいとします。

○横山会長 ただいま継続の提案がございました。2町が11月30日という案で一致しているようでありま。なるべく、それに合わせられるような努力をひとつ委員さんにはお願ひしたいというふうに思ひま。

それでは、副会長さん、その辺ひとつ十二分に察知していただいて、ご協議していただきたいというふうに思ひま。

それでは、今回の在任特例につきましては、意見の集約ができませんので継続協議ということにいたしたいとします。他にありますか。

○宮内守委員 それはやむを得ないですが、報酬の問題は。

○横山会長 在任特例は継続にして、報酬の問題について北浦の宮内委員さんの方から提案がございました。小委員会を設けて審議したらどうかというようなお話でございます。それにつきまして、皆さんにお諮りいたしたいと思います。

どうでしょうか、小委員会をつくって報酬等々の審議をしていただいて、その結果を協議会の方に上げてもらうということで皆さんの合意が得られれば、そのような状況をつくりたいというふうに思います。どうですか。

宮内さん。

○宮内勲委員 小委員会のメンバー構成、これはどうなるわけですか。

○横山会長 宮内さん、つくるかつくらないかを決めて、それからメンバーの話ですね。

どうですか、皆さん、つくることについては。

(賛成の声あり)

○横山会長 賛成ですか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、異議なしと見受けましたので、これは小委員会をつくって審議してもらうということにしたいと思います。

それで、事務局から、その方向ですが、これ、議員さんが入るわけにいかないでしょう、その小委員会に。ですから、その辺を含めてお話をしていただきたいと思います。

○宮内勲委員 いいですか。

○横山会長 はい。

○宮内勲委員 議員さんが入らないということも、危険性というか、妥当な線ができてこないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。議員さんだけの小委員会でも、これは問題です。学識経験者だけでも問題だと思います。全く議員さんの仕事ぶりも何も内容がわからない者だけがつくるということにもなります。

○横山会長 いや、それは事務局から、わかるように資料を出します。よその状況なども、このくらいもらっていると全部出しますので、それは心配なく協議ができると思います。私は、宮内委員さんの提案を謙虚に受けとめて、議員さん方ではなかなかいろいろな状況があるのでちょっと控えたいというふうに聞き取ったわけです。ですから、同じ協議会のメンバーとして、議員さんを除いた身分の方々と委員会をつくっていただければ幸いであるというふうに考えたんですけれども、だめでしょうか。

○江寺事務局次長 今の宮内委員からのご要望の部分は、多分議員さんの報酬だけではなく

て、新市に想定される特別職全部ということで考えてよろしいでしょうか。

一応そういうことであれば、名称の小委員会と同じように委員の構成をこのような形にしてはどうでしょうかということと、それから、小委員会での協議の進め方については近隣の市町村そして県内の状況、そういうのをすべて資料を取り寄せて、その中で新市がどのようなランクづけになるのか、そういうものを踏まえてご協議をいただきたいというふうに思いますので、委員の構成については幾つかパターンをお示しして、その中でご決定いただくような形ではどうかなというふうに思っておりますけれども、その辺、もしご意見がございましたらば、きょうお聞かせいただいて、次回の提案ということにさせていただきたいというふうに思います。

○横山会長 どうぞ。

○宮内守委員 ただいまの会長のご配慮で、皆さんからつくっていただけるということで合意いただきましたので、突然の私の提案でございますから、よく事務局のすり合わせをお願いしまして、次回にそういうことがご議論できれば、そういう形で進めていただければ私の方でもそれは結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○横山会長 この件について、何か質問等ありますか。

(なし)

○横山会長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それで、先ほども申しましたけれども、議会議員の定数並びに任期の取扱いについては継続協議ということにさせていただきたいと思います。

次に、協議事項の3番でありますけれども、農業委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いしたいと思います。

○江寺事務局次長 それでは、農業委員会の定数及び任期の取扱いということで、本協議項目につきましては第4回の協議会におきまして農業委員会の選挙による委員さん方について合併特例法による特例措置を適用するか否か、適用する場合はいつまでかということについてご協議をいただきたいということでご提案を申し上げたところでございます。

なお、昨日、3町の農業委員会会長さん方の連名によりまして、合併協議会会長あてに、農業委員会の体制整備に関する要請書ということで提出がされました。内容といたしましては、事務に支障がないよう在任特例を適用するとともに、特例期間、在任特例の期間経過後の選挙による委員さん方の定数について27名とされたいとの要望でございます。それらを含めまして

ご協議のほどをされたく、よろしくお願い申し上げます。

○横山会長 ただいま事務局からの説明が終わりました。あわせて、農業委員からの要望につきましたの報告があったところでございます。要望を踏まえましてご協議をお願いしたいと思います。

それでは、ご発言をお願いしたいと思います。

何かございますか。

茂木委員さん。

○茂木委員 麻生といたしましては、農業委員会に関しましてはいろいろなこれまでの経過があったようでございますが、定数を24名、在任期間を使いまして18年8月31日までというふうに麻生町といたしましてはお願いしたいと思います。

○横山会長 24名、それから在任特例を使うと。もう一回教えてください、何月ですか。

○茂木委員 8月31日まで。つけ加えますと、あと推薦で7名というふうな農業委員会の方の規約がございまして、議会推薦が4名、農協が1名、共済が1名、土地改良が1名で、計7名の推薦枠がございますので、それも活用させていただくという意味でお願いしたいと思います。

○横山会長 ほかにありますか。はい。

○宮内守委員 ただいま農業委員会の方から要望書が届いたということで口頭でお聞きしましたが、その内容が27人ですか、そういうお話がありましたが、北浦としては、ちょっと整理をしております、ただいま聞いたばかりですから。大変申しわけないですが、今回は継続協議にさせていただきたいと思います。

以上です。

○横山会長 北浦では継続協議にしたいということでありまして、玉造さん方で何かご意見ありますか。

お願いします。

○埴委員 玉造町といたしましても、今27名ということをはじめて聞いたわけですがけれども、農業委員会さんの方から出てきた要望書につきましては、もう一度持ち帰って協議したいというふうに思います。聞いたばかりですので、いきなり言われてもなかなかわかりづらいというのがありますので、もう一度持ち帰って。

○横山会長 農業委員会からの要望書はございますよね。これをコピーして、協議するのに各町に1枚ずつ渡してください。お願いします。議長さんだけでよろしいですから。

それでは、農業委員会の定数及び任期の取扱いにつきましては、継続協議ということにした

いと思います。

(発言者あり)

○横山会長 きのう正式に來たそうです、事務局の方にね。きのう來たそうですので。

○酒井委員 もう一度協議を進めなきゃならないから、だから提案されているわけだから、あくまでも要望は要望として聞かなきゃならない。

○横山会長 そうですね、3町でこれから帰って協議をしてもらうんですが、農業委員会から出ているのは要望でありますから、その辺を参考にしながら協議をしていただきたいというふうに思います。ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

次に、協議事項の④に移りたいと思います。

消防防災関係事業の取扱いについてを議題といたします。

さきの協議会におきまして、消防団の組織についてご意見があり、継続協議となっているところでございます。

事務局より調整の結果等について説明を願いたいと思います。よろしくお願いします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

ただいま会長の方からお話がありましたように、消防防災関係事業につきましては、第8回の7月22日開催の協議会において協議をいただきまして、調整方針(案)についてご意見を幾つかいただきまして継続となっております。

そのときの、継続して協議すべきというようなご指摘のご意見としましては、一つに、新市の消防団の組織図の案ができていれば示す必要があるのではないかというようなお話だったと思います。2つ目として、現在広域の消防が充実してきており、行政改革の視点から支団制度ということであると、これまでの団長の上にさらに団長なり副団長を設けるような組織となってしまう、組織が大きくなり役職も増えるのではないかと。部以下については問題がないと思われるけれども、上部の組織については見直しを求めたいと。最後に3つ目として、組織の改革について、新市において組織を消防団長が改革するのは難しいのではないかと。組織図などで新しい組織の改革(案)を明確に示し、申し送る必要があるのではないかと。このような、以上の3点に集約されていると思われます。

これらの課題に対しまして、分科会、専門部会の方に話をし、それぞれ協議を行ってまいりました。その経過、今の3点に対する考え方等のご説明を差し上げたいと思います。

まず、最初の1点目でございます組織の案ということでございますけれども、第8回時点でお示しできなかったわけですが、今回、お手元に調整方針(案)とあわせてお示しして

ございますので、ごらんいただきたいと思います。

2点目の支団制の考え方について詳しくご説明を差し上げたいと思います。

まず、3町が合併することで組織の拡大し、万一の災害に備えて組織の強化が必要になってくるというような現状がございます。管内で、ご指摘をいただきましたように、広域消防も玉造、麻生の出張所が整備され、緊急のときの体制も整ってきております。しかしながら、最近の新潟・福島の豪雨、福井の豪雨などの例による災害に対して、また、いろいろな予防活動などに対して地元の消防団が重要な役割を果たしてきているということも事実かなというふうに思います。その際に、新市の消防団においては団長の組織のもと、伝達を受け、迅速な活動をとっていくような必要があるのではないかという考えです。

また、現在、各町には、出初式あるいは操法大会、夏季防災訓練、幾つかの行事がございます。新市の一体化を図るために、基本的には一本化を図るような方向が必要かというふうに思われます。さらに、各町独自の幾つかの事業もございます。これを検討して新市において全体化を図っていくというようなことも求められているのではないかというふうに考えております。

このような状況の中で、さらに地域の特性、歴史的な特性なども踏まえて考えた時間の中で組織の統一を図って事業を円滑に進めていくためには、支団制がベターな方向であるというふうな判断が専門部会の再協議の中でございました。また、前回の協議の中で合併の期日が9月2日というようなことに決定をいただきまして、9月といいますと、おおむね年度の中途ということもございまして、3つの消防団をスムーズに統合移行するに当たっては、支団制がベターであるのかなという観点もございます。

なお、お手元にあります組織機構の中での案でございますけれども、各役職については、支団長については、従来の団長と同じような職務内容として旧来の町のエリアの消防団を統括し各町ごとの行事を総括する。また、副支団長は支団長の補佐役として設置をしていく。団長・副団長は、本部役員のトップとして災害対策等の総指揮、各支団の融合を図ることなど、新市の消防団の組織の新たな検討、それらを主な職務とするような考え方でございます。

分団長以下については、従来どおりの職務というような内容の考え方でございます。

支団制の見直しをということのご意見でございまして、再協議をした中で、この時期の合併においてはどうしても支団制が最良であるというような専門部会の意向でもございます。大変恐縮でございますけれども、支団制の内容についてご理解をちょうだいして、スムーズな消防団の統合を目指したいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目について、新市の消防組織の見直しの件でございます。新市においての組織改革は難

しいので、この時点で改革すべきではないかというご意見でございました。これについては、専門部会協議の中において、新しい市長及び団長が存在しない現時点で組織（案）を示すことは不適切でないかという考え方でございます。市長や消防団長などの考え方、消防行事等にも影響いたします。そういう関係もございまして、大まかな改革の方向について、現時点では協議を進めているところでございます。

その一つには、最終的に調整方針（案）の中に組織を見直す期限を修正してございますけれども、現時点の支団制については一定の期間を過ぎて次回の組織の改正の時点においては廃止する考え方。また、具体的には、麻生町の分団の数が玉造町、北浦町に比べて多くなっております。この辺をある程度集約する考え方。こういうことが現時点で課題として考えられ、組織改革（案）の基本として考えていくというようなことが確認されておりますので、その辺も含めて、新市においてある程度の年限を目途に組織の見直しを図って切りかえていくというようなことでご理解をちょうだいできればというような考えでございます。

戻りまして、お手元の調整資料にございます、変更修正した部分がアンダーラインで示してございますので、「消防団については、支団制度により合併時に統合し、新市において3年を目途に組織の見直しを図る」ということで再提案をさせていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見をお聞きしたいと思います。

何かございますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 大変長くご説明していただきましてありがとうございます、私どもの前回の意見が反映されていないというふうに理解して聞いておりました。調整方針にもありますけれども、今後見直しを図るということでございますが、あえてこの時期に新たな組織をつくる必要はないというふうに考えております。

例えば、この組織の図の副団長の中から団長を選任しているということでございますけれども、2人の中から団長を選任していくことは考えられないのかということで、また、ただいまの時期につきましても、3年を目途ではなくて、3年以内に早急に見直しを図っていただきたいということで進めてもらいたいと要望したいと思います。

したがいまして、この組織図につきましても賛同できませんので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○横山会長 それでは、何か代案はありますか。賛同しないだけでは困っちゃうので。

○宮内守委員 お話ししましたように、団長、副団長の下の支団長3人いますが、玉造、麻生、北浦ですね。必要ないですね。実際団長がやはり1人いなければ副団長が2人になって、その上の3人の組織は要らないと思うんですよね。下部組織については、新市において3年以内に早急に改善すればいいということが、前回提案した我々の意見だったというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○横山会長 消防団の団長さん方と幾らか接触して話をしましたでしょうか。全然話していない。

○宮内守委員 消防団の団長さんと話してどうのこうのということではなくて、組織図を見て我々が感じるんですけれども、支団制は必要ないということでございますので、これ何か、支団長をつくらなければ指揮命令ができないとか何とかということ、会長さん、ありますか。

○横山会長 いや、消防団の要望が強くここに入っているんですよね、事務局とのいろいろな打ち合わせの中で。それをこれからどのように精査していくかということで、やはり本家本元の団長、副団長、分団長さん方、いろいろ協議していると思うんですが、そういう方々の意見も取り入れていかなければ、組織ですから、なかなかここでこれとこれは要らないよと言ったところで、理解をしてくれない状況もある。ですから、そういうことも含めて、組織の見直しですから、よく慎重にやらないと、消防団そのものの事業が、非常に組織の状況が悪くなってしまうということも我々は考える必要があるということなので、今回は多分継続にしくちゃいけないと思うんですが、これから、ただ一般的に、これとこれは要らないよということではなくて、もうちょっと詰めた話をしないと、ここだけで決しても消防団がついてきてくれないと、何にもならないということになりますので、ひとつご理解をしていただきたい。

それじゃ、もう一回話してください。どうぞ。

○宮内守委員 私個人の意見じゃないんです。北浦町のある組織で私もお話しをしました。そういうことでお話ししているんですね。決して、団長さん、物理的に見ても、いなければ指揮命令ができないとかなってくるのではないと思うんですよ。そういう理解をしています。私だけじゃないから、北浦のみんな、これについて意見があれば聞いてください。

○横山会長 それでは、大事なことで、消防団1,500人の組織の話ですから、宮内さんばかりでなく、ほかの方々にご意見を聞きたいと思うんです。どうぞ、ひとつぜひ聞かせてください。よろしくお願いします。

○高野委員 玉造の高野です。

今、会長のお話を聞いていると、今、そういう組織の中が大切だから、これまたそういう組織の中で北浦の委員さん方がお話をしたのかというお話でありますけれども、先ほど農業委員さんの、要請書が出ているとする。これは、やはり麻生町の農業委員さんの会長、北浦の会長、玉造の会長含めて連名の中で27人ということで要請が出ておるわけでありますね。それを麻生さんの方から24名だということで先ほどお話があったのであります。これは有無を言わず27ということで要請があった中で、24だということのお話が出ておりますから、それにしても、中身の調整は皆さん各それぞれやっていると思うので、ここでそういう組織の中身の論点じゃなくて、そういうことの中で、こういうものがなければ省くというようなことをしていくといけないと思うんであります。例えば我々が、会長さん言っているように「これがどうだあだ、大切なものだ」、すべてが大切だと思うんですね。ですから、できれば、こういうことが農業委員会の方も3つの会長が27名でお願いしたいということで出た方が継続になったので、これはやはり会長さん言うように、できれば1,500の組織をもう一回、見直しじゃなくて、こういうことに設定をお願いするように、またひとつ継続の方でやったらどうかなと私は思うのであります。

以上であります。

○横山会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、消防防災関係事業につきましては、継続協議とさせていただきたいと思えます。いろいろ検討して、この次までに決してきていただきたいというふうに思えます。よろしくお願いいたします。

次に、協議事項の⑤でありますけれども、合併協定項目の変更についてを議題といたします。

事務局より要点を説明いたします。

○江寺事務局次長 協議事項の⑤の合併協定項目の変更についてでございますけれども、前回説明を申し上げたとおりでございますけれども、5月の地方自治法等の改正によりまして、地域審議会に続きますというか、ほかに新たな組織についての位置づけがされるということが決まりましたので、それらについても必要なかそうではないのかということをご協議いただく必要があるであろうということで、今回、協定項目について変更し、新たな制度について追加をするものでございます。

ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

○横山会長 説明が終わりました。

それでは、皆さんにご協議をいただきたいと思います。

ご意見はございませんか。

(なし)

○横山会長 ないようでありますので、合併協定項目の変更につきましては、案のとおり変更させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 そのように決定させていただきたいと思います。

次に、協議事項の⑥でありますけれども、地域審議会、地域自治組織の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 それでは、前回お配りさせていただきました協議事項資料の2ページ、3ページでございます。

なお、まことに恐縮でございますけれども、資料の方に誤りがありましたので、冒頭訂正をさせていただきたいと思います。

3ページの県内の協議会の協議状況の中で、新設合併の一番下に土浦と新治の合併協議会がございますけれども、まことに恐縮でございます。編入合併ということでございますので、こちらの方を「編入合併」ということで訂正をしていただきたいと思います。

それでは、地域審議会、地域自治組織の取扱いということで、前回説明をさせていただきましたので、ごく簡単に要点のみ説明をさせていただきたいと思います。

地域審議会につきましては、あくまでも審議会というような形での組織形態でございます。これにつきましては、建設計画等の執行状況それから市長に対して必要な事項の意見を述べるというような役割を担っておる組織でございます。そして、地域自治区、合併特例区につきましては、一定の組織を持つというような形でございますけれども、地域自治区につきましては法人格がない、そして、合併特例区については法人格があるというような大きな違いがございます。

また、目的についてでございますけれども、これについては、地域の住民の意見を行政に反映させるということ、住民と行政の連携強化という目的については同じでございます。

区の事務についてでございますけれども、これにつきましても、法人格にもかかわってまいりますけれども、合併特例区につきましては規約で設けられた固有の事務を持ちますけれど

も、地域自治区については持たないというようなことでございます。そのほか、両者共通でございますけれども、地域協議会なり合併特例区協議会という協議組織を持ちまして、市長への諮問等を行うということについては同様の制度があるということでございます。

それから、大きな違い、予算という面がございますけれども、合併特例区につきましては毎会計年度、予算の調製、決算ということをいたします。ただし、財源につきましては市からの移転財源ということになりまして、課税権なり起債を起こす権限というのはございませんので、そういう意味では、ある程度市の業務に連携して行われるというようなことになろうかと思えます。

そして、先ほど申し上げました固有の事務ということについて、こちらの備考の一番下の方に合併特例区の方で例示してございますけれども、国が示している例示をここに載せてございますが、地域の集会所の管理、地域振興のイベント、地域に根差した財産の管理等という形の位置づけがされておるところでございます。

そのほか、合併特例区の名称を冠するという事で、合併特例区につきましては、ただいまお決めいただきました「行方市」の後に、例えば〇〇区だとか〇〇町だとか、そのほか〇〇とか、市の名称の後にこの自治区の名前を入れるというような違いがあるというようなことでございます。

そして、先ほど訂正していただきました県内の事例におきましては、編入合併の取り扱い、新設合併の取り扱いにおいて若干の考え方に違いがあるのかなというふうに思われるところがございます。

それから、前にも、全体の説明でも説明させていただきましたけれども、旧町を単位とすることによって、円滑な新市への移行ということの目的が掲げられておりますけれども、実際には、新市の一体化に反するというような面もあるということで、デメリットも言われているところでございますので、その辺、トータルで十分にご審議いただきまして結論を導き出していきたいというふうに考えます。

以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

○横山会長　それでは、事務局からの説明が終わりましたので、ご意見をお伺いしたいと思えます。

磯山委員さん、お願いします。

○磯山茂男委員　北浦の磯山でございます。

ただいまの地域審議会あるいは地域自治組織の取扱いについてでございますけれども、行方

3町という地域を考えた場合、また、議員が在任特例で継続することもあり、その辺においても地域住民の意見も反映しつつ、十分に議論できる場があると思うので、これらの組織を設置する必要はないというふうに私どもは考えております。よろしくお願いします。

○横山会長 ただいま磯山委員さんの方から、設置をしなくてもいいだろうというようなお話がございました。

ほかの委員さん方ありますか。

茂木委員さん。

○茂木委員 麻生町の意見といたしましては設置は必要ないというふうに考えております。

○横山会長 では、橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 玉造といたしましても、北浦さん、麻生さんのおっしゃるとおり必要ないと、このように判断しております。

○横山会長 それでは、3町、全く一点の曇りもなく意見が一致しました。皆さんよろしいですね。

それでは、地域審議会、地域自治組織については設置をしないとことと決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、大分時間もたっておりますので、ここで15分間の休憩をとりたいと思います。

(休憩 14:25～14:40)

○横山会長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

協議事項の⑦でありますけれども、公共的団体等の取扱い(その2)についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

前回の資料5ページの方をごらんいただきたいと思います。

協定項目16番、公共的団体等の取扱い(その2)ということでございます。

ここでは、前回ご説明をさせていただきましたので、簡潔にご説明を差し上げたいと思いますけれども、北浦町の土地開発公社と玉造町にございます玉造町開発公社の扱いについての協議ということでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、現況のところに、北浦町土地開発公社、目的から主な業務、役員、根拠法令等を

掲載してございますのでごらんいただきたいと思います。

また、玉造町の玉造町開発公社ということで、目的から役員、根拠法令、受託業務等掲載してございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

そして、調整方針（案）ということでございますけれども、北浦町土地開発公社及び玉造町開発公社については、新市の公社として引き継ぐというようなことで調整方針（案）をご提案申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見をお聞きしたいと思います。

お願いします。

○橋詰委員 玉造町、橋詰なんですが、北浦町土地開発公社、玉造町開発公社それぞれの根拠法令が、片方はいわゆる公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）、片方は玉造開発公社は民法ということでそれぞれ根拠法令が違っております。実際、今の北浦町さんの土地開発公社についての役割は、新市にこのまま引き継ぐということになっておりますが、それはそれで結構なんですか、実態の役割は既に終わっているのではなかろうかと、このように思っておりますが、そこら辺の認識はどのように考えておるでしょうか。

○横山会長 それでは、ただいまのご意見に事務局でお答えをお願いします。

○永峰総務班長 今、橋詰委員さんの方からご指摘がございましたように、北浦町土地開発公社は、北浦の複合団地開発の用地の取得に関して設置がされたというふうに聞いております。実態においては、おおむね業務の方は終了しているという認識を現場の方は持つておるようです。ただし、この後、先々どのような開発計画があるのか、現時点ではちょっと読めない部分がございます。土地開発公社の設置認可等を取る場合に、上位の官庁の許可なり、そういうものがございまして、それを一たん解散してしまった場合に再度許可を取るのにかなりの手数等がかかってくると。現時点においては職員は兼務で対応、予算についても多くはなされていないというような状況がございます。そのようなことから、継続して新市において公社を設置して引き継ぐという内容がよろしいのではないかとというような判断でございます。

以上でございます。

○横山会長 どうでしょう、よろしいですか。

○橋詰委員 わかりました。

もう一つお尋ねしたいのは、玉造町の場合は開発公社ということで、これは管理と運営というような業務が入っているわけでありまして。今度合併しますと、玉造は水の科学館とかいろいろ

ろなものが管理運営されているわけなんです、例えば、北浦さんにおいては北浦荘とか、麻生さんには白帆の湯とかいろいろなものが出てきますが、それらに関しては開発公社でやるような下書きが事務局の方であるのや否や、または全然考えていないのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○横山会長 事務局よりお答えをお願いいたします。

○永峰総務班長 ご指摘いただきましたことは、ここでは玉造開発公社の受託業務、こちらの拡大というような考え方はどうなのかということだと思われます。分科会なりのレベルでは、そのような論点での若干の論議をしてございます。ただ、現時点で、これは多分、具体名を申し上げますと白帆荘あるいは北浦荘、この辺の運営をどのようにしていくのか、その辺とかなりかかわりますので、可能性として将来新市においてどのような形で受託業務なりそれぞれの施設をどういう形で考えていくかという中では、いわゆる玉造の開発公社が新市の開発公社になるわけでございますので、その中での範疇として考えられるだろうというような議論は若干しております。ただし、現時点でお示しできるほどの結果が出てございません。

以上でございます。

○横山会長 よろしいでしょうか。

○橋詰委員 わかりました。

○横山会長 ほかにご意見等ございますか。

(ありません)

○横山会長 それでは、公共的団体等の取扱い（その２）につきましては、調整方針（案）のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、協議事項の⑧でありますけれども、学校教育事業についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○白鳥書記 事務局の白鳥と申します。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、８ページをごらんになっていただきたいと思います。

提案事項④、協定項目24－12学校教育事業について説明をさせていただきたいと思います。

なお、前回、事業内容につきましては説明をさせていただいておりますので、申しわけございませんが簡略に説明させていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。

初めに、３町の事務事業の現況等について説明をいたします。

資料の中段をごらんになっていただきたいと思います。

まず、3町の公立幼稚園の設置の状況及び対象年齢についてです。設置の状況は資料のとおりとなっております。対象年齢については、麻生町と北浦町は4歳・5歳児の2年保育、玉造町は5歳児のみの1年保育で行っております。

次のページをお願いいたします。

保育時間についてです。麻生町は午前8時30分から午後1時までになります。北浦町と玉造町においては午前8時30分から午後3時までになっております。こちらについて、分科会及び専門部会での調整の内容であります。保育時間については午前8時30分から午後3時までに統一するという方向で進めております。

次に、預かり保育についてです。実施の時間などについては資料のとおりとなっております。この事業については、合併時は現行のとおりとして、新市において調整するという方向で進めております。

次に、入園料及び授業料等についてです。入園料については、麻生町が2,500円、北浦町が2,000円、玉造町が2,500円です。授業料については、月額で麻生町が2,000円、北浦町が1,500円、玉造町が3,000円です。こちらの調整の内容については、合併時に統一するという方向で進めております。預かり保育の保育料については資料のとおりとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、通園の方法についてです。こちら3町での実施の内容は資料のとおりとなっております。こちらの調整の内容は、合併時は現行のとおりとして、新市において調整するということで進めております。

次のページをお願いしたいと思います。

公立幼稚園の就園奨励補助金についてです。こちら調整の内容については、統一した内容で実施するという方向で進めております。

次のページをお願いいたします。

私立幼稚園についてです。園名、対象年齢は資料のとおりとなっております。

次に、私立幼稚園の就園奨励補助金であります。こちらの調整内容については、統一した内容で実施するということで進めております。

次のページをお願いします。

3町の小学校の概況を載せてございます。学校名、学級数、児童数などについては表のとおりとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次のページをお願いいたします。

3 町の中学校の概況を載せてございます。学校名、学級数、生徒数などについては表のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、私立中学校の概況を載せてございます。

次のページをお願いいたします。

義務教育の障害別特殊学級についてです。これにつきましては、3 町ともに同じ内容で実施の方をしております。調整の内容につきましては、合併後についても現行のとおり実施するという方向で進めております。

次に、英語指導助手事業についてです。こちらについては、資料に誤りがありましたので、申しわけございませんが訂正をお願いしたいと思います。麻生町と北浦町の欄で、「英語量の向上や」という箇所があるんですが、こちら量という漢字が誤りで「力」という漢字に直していただき、「英語力の向上や」ということでご訂正の方をお願いしたいと思います。これにつきましては、現行のとおり実施をし、指導助手の設置などについて合併後に調整をするという方向で進めております。

次のページをお願いいたします。

就学援助事業になります。調整の内容は、特殊教育の就学奨励事業を含め、統一して実施する方向で進めています。

次のページをお願いいたします。

遠距離通学の交付金事業についてです。こちらについては、玉造町のみ実施しておりますが、調整の内容については、3 町で実施する方向で進めております。

次に、中学生の海外派遣事業になります。こちら、玉造町のみ実施しておりますが、調整の内容については3 町で実施する方向で進めております。

次に、学校給食についてです。3 町の給食センター施設の概要及び実施学校数、園数を載せてございます。こちらについて訂正の箇所がありますので、申しわけございませんが訂正をお願いしたいと思います。3 町とも同じ表記をしているのですが、上から2 番目に「施設概要」の中で、「調理機能」と表記してある部分について、こちら「調理能力」と改めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次のページをお願いいたします。給食センターの職員配置の状況について載せてございます。

次に、給食費についてです。こちらの調整内容については、合併時は現行のとおりとして、翌年度に統一するという方向で進めております。

次に、献立の作成状況についてです。主食の部分をご載せてございますが、内容については資料のとおりとなっております。

それでは、申しわけございませんが、8ページに戻っていただきたいと思います。

調整方針（案）についてです。ここでお願いがあるのですが、今から朗読します調整方針（案）の中で、1番、2番、6番、7番に「合併時に統一する」という表現があります。これについては、分科会及び専門部会では、学校教育事業でありますので、例えば年度の途中で合併があった場合、その時点で統一した形をとるということではなく、年度の始め、新学期から統一するという趣旨で協議をして作成しております。この点をご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、調整方針（案）ですが、1番、公立幼稚園の入園料、授業料、保育時間については、合併時に統一する。また、対象園児、預かり保育、通園方法については、合併時は現行どおりとして、新市において調整する。

2番、公立幼稚園就園奨励補助金及び私立幼稚園就園奨励補助金については、合併時に統一する。

3番、公立小学校、公立中学校については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

4番、障害別特殊学級については、現行のとおりとする。

5番、英語指導助手事業については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

6番、就学援助事業については、合併時に統一する。

7番、遠距離通学交付金事業については、合併時に統一する。

8番、中学生海外派遣事業については、新市において調整する。

9番、学校給食の実施方式は、現状のまま新市に引き継ぐ。

10番、給食費については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に統一する。

以上が提案の内容になります。よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見をお伺いしたいと思います。

どうぞ、お願いします。

○埴委員 玉造の埴です。

この調整案の中に、玉造町では、もう2年ぐらいになるかと思いますが、2年ぐらい前から中学校建設そして幼稚園の方も建設それから給食センター等の建設が、それぞれ建設委員会を立ち上げてやってきております。そういった中で、この調整（案）の中にこういうもの

も入れていただけないのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○横山会長 ただいまの質問で事務局の方で答えをお願いいたしたいと思います。

○江寺事務局次長 ただいまのご質問に対しての答えなんですが、一応学校教育事業のソフトではないんですが、学校の中で今やっている事業をどうするかということで、この協定項目、整理をしてございます。今お尋ねの中学校、幼稚園等の整備のことについては、建設計画の中でということになるのかなというふうに考えていますので、项目的にはただいまの事務局の方で説明申し上げた項目についてご協議いただければありがたいかなというふうに考えております。

○横山会長 はい。

○埴委員 ということは、これはこれで、建設整備等については、例えば財政計画の中とか建設計画の中にありますね。その中でということでしょうか。

○江寺事務局次長 はい。

○横山会長 よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 調整方針の中には入っていないんですが、後段で出てくる新市の建設計画、その中に「幼稚園、小中学校の施設整備を計画的に整備するとともに適正規模及び統廃合も視野に入れる」と書いてあるわけでございます。検討するということでいろいろ問題があるかと思えますけれども、大変難しい問題かもしれませんが、小学校の統廃合というのは避けて通れないのではないかなというふうに感じるものですが、そういうものをこの調整方針の中に入れるようなことは、入れられるものかどうかお尋ねしたいと思います。

○横山会長 事務局で答えをお願いいたします。

○江寺事務局次長 協定項目の中で、こう決めちゃだめだという話では当然ありませんので、今の宮内委員さんの意見の部分でいうと、今、公立の小学校、中学校については現行のとおり新市に引き継ぐということを書いてありますが、その後の後段、こういうことをどうだろうということ、もしこの協議会の中でそういうご議論をいただいて、そういうものをつけ加えるということであればつけ加えさせていただきたい。

ただ、建設計画の中にも、委員さんおわかりのように、適正規模を維持して教育水準というものを確保しなければならないということで、我々もあえて統廃合という言葉を入れさせていただきましたので、そちらだけで済むのか、それともこちらでもどうしても必要だとおっしゃ

るのか、その辺はご議論をいただきたいというふうに思います。

○横山会長 よろしいでしょうか。

○宮内守委員 その間に、調整方針の3番目の「現行どおり新市に引き継ぐ」と。どっちを、そういう議論するテーブルにのせるのか、そういうような場を設けるような書き方ですか、統廃合も視野に入れるというような調整方針をつけ加えていただけるかどうか、お願いしたいんですが、よろしくお願いします。

○横山会長 それでは、皆さんにお諮りいたしたいと思います。

今、宮内委員さんの方からのご提案でありますけれども、皆さんどうでしょうか。よろしいですか。

(もう一度まとめて言ってください)

○横山会長 もう一回、すみません、お願いします。

○宮内守委員 北浦ばかりではないと思うんですが、少子化が進んでいる問題で児童数も少なくなっていて、そういう中でそれぞれ学級の問題もありますけれども、適正規模に持っていけば、合併だとしても持っていけば、そういうそれぞれの学校も小さいところもあるわけですね。そういうことも含めて、あるいは学校を歴史的ということは私たちも大変なところがあるわけですね。そういうようなことも含めて、課題を解決するためには、やはり統廃合という問題も当然あるわけで、それを議論する場をつくってもらいたいということで、そのためには、調整方針の3番目に「公立小学校、公立中学校について、現行どおり新市に引き継ぐ」という後に、幼稚園も書いてありますが、小中学校の施設整備について計画的に整備する、これに適正規模、統廃合を視野に入れ検討するというのを調整方針に入れてほしいということでございます。

○横山会長 ただいま宮内さんの方からそういうご意見ですが、皆さんがよろしければ入れることは可能ですよという事務局の方からお話がございまして、どうですか、皆さんは。

よろしいですか。

○橋詰委員 先ほどの埴委員の質問が、まずこれをやったわけなんですけど、結局そういうことは、先ほどの会長の説明によると、財政計画とまた建設計画というような分野に入るということです。我々は今この場でやるよりは、次の今度の新しい市で、その中で論議するのかなと思って待っていたわけなんですけど、今この場でやるとすれば、また我々も別なもう一つの考え方も今言わなくちゃならないのかなと、こう思っていますので、どんなものでしょうか。

○横山会長 どうでしょうね、建設計画の方に、今、宮内さんが提案していることはあるんで

すよね。5ページをちょっとご参照いただきたいんですが、そちらで協議するという状況でご理解いただけますか。

いいですか。わかりましたか、皆さん、よろしいですか。

橋詰委員さん。

○橋詰委員 今の問題の本質は、新市になった場合の学校教育事業に対する調整方針（案）ですよね。ですから、ハードな面というよりは、むしろソフトの面だけの部分かなと思っていて、我々は今、口を挟むというよりは、建設計画の場で別な文言を、玉造なら玉造なりに入れていただきたいというようなところがありますので、この場で調整方針（案）の方へハードな面を入れるとすれば、この場で今言わざるを得ない、申し入れをしなくちゃならないと、こう思っておりますので、それは合併まちづくり計画の財政計画ですね。これの中で、きょうはこの後引き続きこちらへ移行すると思うんですよね。この中でいいんでしょうか。はい、わかりました。

○横山会長 それでは、ほかにご意見ございますか。

はい、お願いします。

○大崎委員 玉造の教育委員会の大崎でございます。

協議会の中で1点だけご了解をいただきたいことがございます。それは、玉造の幼稚園は4園ございまして、今、1年保育を推進しているわけでございますけれども、教育委員会では、それぞれの機関で統合幼稚園ができるまでの間に、今の条例の中で4歳・5歳児の保育について協議している段階なんです。これからそういう4歳・5歳の2年保育を推進した方がいいだろうということで結論が出ました場合には、平成17年とか18年度に、そういう4歳・5歳の2年保育を推進したいということを決めてまいりたいと思いますので、ご了解をいただきたいと思うんですが。

○横山会長 わかりました。

ほかにありますか。

（発言者なし）

○横山会長 ないようでありますので、学校教育事業につきましては調整方針（案）のとおり決定してよろしいでしょうか。

（異議なし）

○横山会長 そのように決定させていただきたいと思います。

次に、協議事項の⑨でございますけれども、新市建設計画についてを議題といたします。

前回の協議会で、委員の方々にご意見、ご要望を提出していただくようお願いをいたしましたところ。その結果等について、あわせて本日提案をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○森坂計画班長 事務局の森坂です。よろしくお願いします。

前回の協議会におきまして、合併まちづくり計画の後半部分、新市のまちづくり計画、そしてさらには県事業の促進、そして公共的施設の統廃合ということで、このような冊子を皆さんの方にお配りしております。の中で、各委員さんから、この手順につきましてのご意見、ご要望をお願いしますということで、こちらの計画の前半と同じようにご意見をいただきました。そのご意見をまとめたものが、1枚ですけれども「合併まちづくり計画の意見・要望とりまとめ」ということでA4判の用紙が入っているかと思うんですが、そちらが委員さんからご要望があったものでございます。

まず、要望につきましては、「保健・医療・福祉の充実」という面では、地域福祉の大事なポイントは、市民が積極的に参加し自分たちの住むところを自分たちで住みよくするということが大切だという意見や、救急医療体制の整備に対する意見が出されました。「教育・文化の充実」のところでは、教育の充実で3年保育の要望や図書館、資料館等の整備に関する意見、あるいは「産業の振興」では、商店街の活性化や道の駅の設置要望、あるいは「社会基盤の整備」では、地域循環バスの運行のご意見が出されました。

これらにつきましては、新市のまちづくり計画の中に具体的な調整内容に、または、その趣旨が盛り込まれておる部分もでございます。また、すべてが、これらの意見につきましては新市において検討していかなければならないものだというふうに考えております。これらの意見、要望や住民の皆さんの声を反映しながら、今後の新市のまちづくり計画を進めていきたいというふうに存じます。

なお、救急医療の充実に関しましては、平成18年4月のオープンを目途に行方総合病院での地域救命救急センター、15床の整備が進められておりまして、三次救急への対応が期待されているところでございます。

それから、合併まちづくり計画の後半部分をご協議いただくわけなんです、財政計画の提案が後半の部分の提案のところにあると思うんですけれども、事業等、先ほどもいろいろと関連がございますので、一緒にここで財政計画の部分をご説明をし、あわせて協議をしていただければということで、財政計画についての説明をさせていただきます。

皆さんの方に、同じようなタイトルで合併まちづくり計画の財政計画ということで3枚つづ

りの資料が行っているかと思うんですが、これが建設計画の最後に記載する財政計画の部分でございす。新市のまちづくりを計画的に進めるために、今後10年間、平成17年度より平成26年度までの財政計画を作成いたしました。財政計画の基本的な考え方としては、資料を1枚めくっていただきますと、ここに記載してございますように「財政計画の策定にあたっては、財政の健全性を維持することを基本とし、現在の行財政制度、経済状況をもとに、合併に伴う変動要因を加味して、普通会計ベースで推計しています。新市の歳入、歳出の各項目ごとに、三町の過去の実績等をもとに算定を行い、加えて合併特例債や合併特例交付金などの国・県の財政支援措置等を有効に活用し、サービス水準の維持・向上を図り、併せて人件費、物件費等の経常経費の削減に努めます」。

歳入・歳出の算定に当たっての説明は次のページから記載してございます。それぞれの項目ごとにご説明をしたいと思います。

まず、歳入の方ですが、最初に「地方税」ということで、この地方税は市町村が課税する市町村税あるいは固定資産税等でございます。現行の制度を基本に、今後の経済情勢を踏まえて算定をいたしました。平成17年度から26年度まで、若干の景気回復を見込んでおります。

次に、「地方譲与税」でございます。交付税として徴収した税金の一部が市町村に交付されるものです。基準に基づきまして一律に配分されるものです。これについても、平成16年度の見込み値より推計をいたしました。地方への税源移譲がなされればという予測がございすが、現時点では、今後10年間、同額で見込んでおります。

次に、3番の「地方交付税」。地方交付税は、全国の地方自治体が一定の水準の行政サービス等を提供できるように必要な財源を確保するもので、交付税の一定割合が普通交付税と特別交付税として各地方自治体に交付されるものです。これまでの交付については、平成16年度の見込み値より平成17年、18年を減額し、以後固定しております。また、合併特例債による臨時的な経費に係る普通交付税措置を、合併算定替えを考慮して推計しています。さらに、一般の起債及び合併特例事業の償還金に係る交付税の算入分を各年度に見込んでおり、後年度に増となっているのは特例債の償還に伴う増でございす。

また、福祉事務所設置等による生活保護及び児童手当の更生措置についても見込んでおります。また、国の合併支援措置であります特別交付税措置7億5,000万につきましては、国の方針がまだ定まっておりますので、見込んでおりません。

次に、「その他の交付金」でございますが、その他の交付金では利子割交付金、地方消費税交付金あるいはゴルフ場の利用税交付金等がございす。これらについては、平成16年度の見

込み値より推計しております。

次に、「国庫支出金・県支出金」でございますが、特定の事業を達成するために国または県から交付されるものでございます。過去の実績等を考慮して算定し、また、合併に係る財政支援を見込んでおります。しかしながら、国の合併市町村補助金4億5,000万になるんですが、これについては国の方針がまだ定まっておりませんので、見込んでおりません。

また、国庫支出金については、福祉事務所等の設置によります生活保護費及び児童福祉手当等の歳入を見込んでおります。

次に、「地方債」、地方公共団体が財政上必要とする資金を調達するための債務で、いわゆる地方公共団体の借金です。新市の建設計画事業に伴う通常の地方債それから合併特例債などを見込んでおります。また、可能な範囲で既存の事業計画を合併特例債活用することを前提として算定しております。

次に、歳入の「その他」でございますが、その他の歳入としては、財産収入あるいは繰入金、繰越金、諸収入等がございます。平成16年度は見込み値より推計しております。繰入金については、財政調整基金、減債基金、その他の特定目的基金からの繰り入れを見込んでおります。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

「人件費」、職員数については、合併後の類似市町村の数値等を基本に削減可能人員を試算しまして推計しております。さらに、特別職あるいは議会議員、農業委員等の減員による経費についても考慮して推計しております。また、この人件費には3町美化組合の人件費等も含まれております。

職員の削減計画につきましては、一般行政職については10年間で類似市町村による平均値となるよう減員をしていきます。また、技能労務職につきましては、基本的に業務委託に移行する方向で対処する内容で作成しております。

次に、「扶助費」でございます。社会保障制度の一環として生活保護法あるいは老人福祉法等に基づき支給する生活保護費や福祉手当、その他、市町村単独で行っている各種の補助の支出でございます。扶助費は一定の伸びを考慮して推計しております。また、市制に伴い生活保護費、児童福祉手当等が増となってきます。福祉事務所の設置等によります扶助費の増でございます。

次に、「公債費」、道路や施設等の建設のために借入金の残金や利子の支払いに要する経費で

ございます。合併特例債を含む地方債に係る償還を算定しております。また、3町美化組合の起債の償還金も計上してございます。合併特例債につきましては15年返済を見込んでおりまして、特例債の償還のピークは平成29年から32年がピークとなる見込みでございます。

次に、「物件費」、市町村が支出する人件費、維持補修費、扶助費以外の長期的性質の経費でございます。合併当初は各種システムの統合等の一時的な経費がかかりますが、その後は合併による削減効果を見込んでおります。しかし、人員削減計画による技能労務職員の減による業務委託費を計上しておりますので、全体的には横ばいの数値となっております。

次に、「補助費等」です。団体等への補助金や負担金に充てる経費でございます。合併効果による減額分と、あるいは広域組合等の負担金の伸びを考慮して算定しております。従来の3町美化組合の負担金については、人件費や公債費等、各項目に振り分けて算定しております。

次に、「維持補修費」、施設等の既存住宅に使われる経費でございますが、これらにつきましては実績等により推計しております。

次に、「繰出金」、特別会計などへ支出する経費でございます。老人保健事業や介護保険事業への伸びを考慮して推計しております。

次に、「普通建設事業費」、道路や施設の建設事業に要する経費でございます。新市のまちづくり計画やあるいは合併特例債事業を基本に推計しております。従来の普通建設事業費については、合併特例債事業に該当しない事業分として年間約5億円程度を見込んでおります。普通建設事業等については合併特例債事業として計画してございます。合併特例債事業については、10年間で約174億円を見込んでおりまして、合併による地方債の特例措置をフルに活用する計画となっております。主な事業としましては、新市庁舎の建設それから幼稚園や小中学校施設の整備、主要幹線道路の整備に活用していく計画でございます。

次に、9番の「積立金」、財源調整のための財政調整基金や減債基金、また、使い道が特定される目的基金への積立金でございます。合併後の市町村振興のための基金造成による積立金を平成17年度と18年度で見込んでおりまして、合計で20億4,000万を見込んでおります。また、減債基金等への積み立て及び後年度以降の合併特例債等の償還に対応していく考えでございます。計画では、人件費等の削減効果により、基金への積み立てを計上していきますが、平成27年以降の交付税の減額あるいは特例債償還等のピークを考えますと、平成26年度までに積立金による基金の造成が必要となっております。

次に、「その他」でございますが、その他については、投資あるいは出資、貸付金等でございます。平成16年度の見込み値より推計してございます。

以上が財政計画の内容の説明でございますが、新市のまちづくり計画としまして、最初に新市の現状と課題、そして、それを受けての今回のまちづくり計画、そして財政計画ということで、ご提案をいたしました。今回協議をいただくご意見を踏まえて、次回の協議会におきましては一冊にまとめた冊子をつくりまして皆さんの方にお配りする予定でございます。

いずれにしても、新市においてそれぞれの施策を、地域の均衡を保ちながら計画的に実施していくことが大切であります。地方交付税が削減される傾向にある中で、今後の財政状況は非常に厳しいものがあり、全体的には今後10年間の特例措置が設けられている間に、地方行政の見直しとそれから行財政改革に取り組み、新市の財政を立て直すことを基本にまちづくりを進めていかなければなりません。

以上、合併まちづくり計画のご協議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見をお聞きいたしたいと思います。

何かございますか。

お願いします。

○橋詰委員 今、財政計画と合併まちづくり計画ということでお話を承ったんですが、今、3町合わせて基金の残高見込みが約27億ぐらいというように聞いております。そういう中で、多少の凹凸は各町であると思うんですが、玉造町においては、玉造中学校の建設の問題、それと、先ほど来出ております給食センターの問題、それと統合幼稚園の問題、こういうような問題が、北浦さん、麻生さんに比べて見劣りするというようなことで、この教育関係の問題については財政的にどういうように考えられておられるのかをまずお尋ねしたいと思います。

○横山会長 それでは、事務局よりお願いいたします。

○江寺事務局次長 ただいまの教育施設ということで、玉造さんの方で基金を積み立てていただいておりますので、合併特例債を使うことによって、かなり順調に整備ができるのかなというふうには思っております。先ほど森坂の方から、普通建設事業費、合併特例債についてということで、幼小中学校の整備なり新市庁舎なり基幹市道ということでご説明を申し上げました。財政計画をつくる上で、合併特例債の使い道というのは、教育施設、幼稚園を含めてですね、それと新市庁舎そして基幹道路で必要なもの、3町のまちづくりの上で必要なものに一定程度限定しようということで作成しているところでございます。

先ほどの基金を使ってという話ですが、今申し上げましたものについては、今回の財政計画

の中に盛り込んでおります。ただ、若干これから少し検討課題というふうに事務局で思っているのは、給食センターの問題、単独で3つ持つのか、それとも増改築等で対応できるのか、そういうことは一つの検討課題として、もしかしたら残るのかなというふうには思っておりますけれども、いずれにいたしまして、ぜひ必要であるとおっしゃられた3つにつきましては、財政計画の中で今まで積み立てていただいた基金を使いながら建設をするということで財政計画を組んでおります。

○横山会長 よろしいでしょうか。

はい。

○橋詰委員 それでは、お尋ねしたいと思いますが、財政計画の最初の部分を見ますと、合併が17年9月2日ということで、ちょうど1年後になるわけです。19年、20年度の予算を見ますと、普通建設事業費ですか、これが20年度で約40億 200万円、21年度で35億というところで、20年度、21年度が普通建設事業費のピークになっておりますが、中学校、給食センター、幼稚園、こういうものをつくるだけで、大体概算見積もりが35億ぐらいかかるかなと、思っておるわけです。玉造の中学校でも約20億ぐらいかかるのではなかろうかと思います。

そうしますと、この中では平成20年度、21年度、または19年度においても、予算的にはこれは無理ではなかろうかと思うんですが、この歳出の予算の組み立て方はどういうふうになっているのでしょうか。地方債の歳入の方を見ますと、19年で18億 1,500万、20年度の中は33億というふうになっておりますけれども、玉造にとっては、給食センター、中学校の問題は、麻生さんは平成5年には麻生第一中学校をなされておまして、北浦中学校さんは平成15年ということで新しくなっておりますけれども、玉造中学校は昭和40年ということで、かなり古さが際立っておるわけでありまして。それと、先ほど玉造の教育長が言ったように、統合幼稚園も今視野の中に入っております。これも建設計画の中へ入れなければならない、4園を統一することもあります。それと、給食センターは、先ほどの比較表を見ますと、平成13年、14年で、麻生さんと北浦さんは給食センターが新しく立ち上がって、それぞれドライ方式ということで新しい方式になっておりますが、玉造の給食センターにおいては昭和48年にウェット方式です。一番古い方式のものを玉造はやっておるわけでございまして、それらに対する予算措置というか、財政計画、これが、見た限りではちょっと整合性が主なところないのではなかろうかと。どのような形で、この財政計画なり建設計画を考えられておるのか、お尋ねしたいと、こういうことであります。

○横山会長 それでは、お答えをお願いいたします。

○江寺事務局次長 建設事業については、国の補助金なり県の支出金なりが伴うものがござい
ますので、それを差し引きまして、残りに起債を借りるような形で考えております。こちらの
計画について、全般的な流れというか、成り立ちを申し上げますと、合併の２年、３年は非常
に財政状況が厳しいということで、もろもろの費用を、建設費も含めておさえて組んでいると
いうようなことございまして、そういうことも一要因として、こちらの方、20年以降の建設
事業費が膨らんでいるというような形になっているということでございます。

それから、前回、事務所の位置についてご協議をいただきましたけれども、新庁舎をできる
だけ、可能な限り早くということで確認をいただいたところでございますので、そういうよう
なことも踏まえて、こちらの方の建設計画の総事業費の割り振りをしているような形になって
ございます。

いずれにいたしましても、今回の建設計画の中で新市のまちづくりの青写真を描いていただ
きまして、そして、最終的には新市において住民の声をもっと幅広く取り入れながら確定をし
ていくというような流れになるのかなというふうに思っております。先ほど森坂の説明の最後
の部分にもありましたけれども、地域の均衡ある発展ということが、今後のまちづくりの中で
町民が一体化していくためには最重要なポイントになるのかなというふうに思っておりますの
で、それを踏まえて事業を実施していきたいということでございます。

○横山会長 お願いします。

○橋詰委員 補助金と、また補助金も歳入の一部になると思うんですね。その割には金額が少
ないんじゃないでしょうかというところなんです、今おっしゃったことを、この中で新庁舎
の建設も含めると、到底これだけの歳入歳出では、私は賄い切れないのではなかろうかと、
こう思っているわけです。

それで、玉造の今言った施設等が一番立ちおくれで古いままだということになりますと、均
衡ある整備計画とはとても認めがたいということになりますので、このことを建設計画なり財
政計画なりに文言で反映できるようなことを、私は入れていただかなければ、やはり玉造の住
民に対して、合併してもそういう立ちおくれの部分が解消されないという不満に対して合理的
な説明ができませんので、これは文言でぜひ建設計画の中または財政計画の中へ反映できるよ
うにお願いしたいと、こう思っておりますが、いかがでしょうか。

○横山会長 ただいま橋詰委員さんからの要望に対しまして、事務局より答えられれば答えて
いただきたいと思います。

○江寺事務局次長 最後の部分でご理解いただいたのかなと思っているのが、地域の均衡ある

発展だということ、それが重要なので、3町の現況を見たときに明らかにこうだろうということ踏まえてのご要望であったのかなというふうに思います。

建設計画の中で、具体的にこの事業を何年度にやるんだということをコンクリートするというのはどうかと思っておりますので、若干総論的な形になるかもしれませんが、事務局の方で、その辺盛り込むのか、それとも、また、補足のペーパーとして、また皆様にお示しするのか、その辺、次回までお時間をいただければありがたいなというふうに思います。また逆に、ご提案がございましたら、こんなふうにとすることがあれば、ご要望、ご意見をいただければ幸いかと思います。

○横山会長　お願いします。

○橋詰委員　別に、鉄筋コンクリート、RCとか、そういうものの造りのことを言っているのではなくて、予算の中に、これは我々が見た限りでは35億ぐらいかかるのではなかろうかと。3つつくればですよ。そのほかに新庁舎をつくるとすれば、この建設計画の数字の中では、合理的なそれらを盛り込んだ数字とは到底認められないと。いかようにしてこれは、じゃつくるのかと思いますので、この問題についてはぜひ文言に入れていただいて、私は玉造の町民としては、立ちおくれた部分についてアンバランスのまま合併したと。合併しても、その分は後で改善されると。昭和40年代のものと平成十四、五年のものでは、まるっきり設備の中身が違っているのは一目瞭然ですから、そのことの具体的なものを放置していくわけにはいかないんですよ。ですから、それを文言に入れて、または財政計画の中に入れていただくというようなことはぜひお願いしたいと、こういうように思っているわけなんです。これは皆さんも合理的な説明があったからご理解できると私は思っているんですが、どうでしょうか。

○横山会長　それでは、今、玉造の橋詰委員さんからご要望ですね、こういう状況にさせていただきたいということでもありますけれども、皆さんどうでしょうか。これは皆さんがいいと言っても、また事務局でどのように整理するのかということもあります。

それでは、説明をもう一回お願いします。

○羽生事務局長　それでは、お答えしたいと思いますけれども、今ごらんいただいております合併まちづくり計画の5ページ並びに6ページをお開きいただきたいと思います。

5ページの「教育・文化の充実」、その(2)番の①学校教育の充実の欄の4行目から読んでまいりたいと思います。「幼稚園、小中学校の施設整備については、計画的に整備するとともに、適正規模を維持するよう統廃合を視野に入れて検討する」ということをうたっています。そして、6ページでございますけれども、それを受けまして「主要事業」がございます。そして、

1 番目に「学校教育の充実」というのを掲げておりまして、主要事業の上から 3 行目に、「幼小中学校の施設の整備事業」ということを具体的に掲げておるわけですが、今、お尋ねのお話は、この幼小中学校施設整備事業というタイトルじゃなくて、ただいまのご提案は玉造中学校の施設整備あるいは玉造幼稚園の施設整備というような具体的な文言を入れるのができるのかどうかというようなお尋ねだと思います。

しかし、この中に具体的な文言を入れることは非常に難しいのかなというふうに考えますので、もしよろしければ、別なペーパーに合併特例債活用事業についてはこういうものが考えられるよと。その中に主要事業として、ここにありますけれども幼小中学校の施設整備事業の中で事業名として、例えば、今話題になっています玉造中学校の整備事業あるいは統合幼稚園の整備事業、こういったものを別紙みたいな形で提案することで、次回提案させていただくことがよろしければ、そういう形であれば提案ができるのかなと考えます。

○横山会長 よろしいでしょうか。

○橋詰委員 平成13年、14年に建てたものと、昭和40年とか昭和48年に建てたものの差が歴然としているのは、これはおわかりだと思うんですね。そうであるとすれば、やはり私は、皆さんの同意を得られれば、この中にちゃんと文言を入れていただくことは皆さんも判断していただけるのではなかろうかと、こう思っております。玉造が中学校の建設なりそういうものがないなれば、また、ずっと先送りになってしまうということになれば、玉造は今持っている基金を取り崩しても独自でそういうものに着手しないと、ほかの麻生さん、北浦さんに比べて玉造の生徒が非常にふびんだと、そういうようなことになりますので、やはりぜひこれは文言の中に入れていただかないと、我々も地元に対する説明が非常にしづらいということですので、何とかお願いしたいと、こう思っております。

○横山会長 これは県の方ではわからないでしょうね、そういうものを入れられるかどうか。これは3町の合併で、1町だけの名前を入れるということは、なかなかね。

はい。

○坂本副会長 それが変な方向に走ると私も困るんですが、施設整備ということで玉造は、多分決算で15年度で合わせても11億何千万であります。そういうことで、建設計画が中学校も幼稚園も入っているんですよね。それで、子どもたちが古い学校でもそれに耐えられないということはないんですが、ただ、玉造町は、皆さんもご存じのとおり、選挙戦で玉造町の基金が幾ら、麻生町の基金が幾ら、北浦町の基金が幾ら、差異が幾らということで全戸配布して選挙戦をやったんですよ。それで、町民の説明会に行くのに、必ず私はそういうのを見えるようにし

ていきたいと考えています。施設整備ということだけでの基金が、15年度の決算ベースで多分11億幾らか残っていると思うので、そういうのを考慮して、新市の中での、今、実際うちの方で幼稚園は3年前からやっています。中学校も2年になりますね。そういう形で、基本計画、基本設計等もやっているような状況でございますので、皆さんにご理解いただきたいということ、これは本当にお願いするばかりなんです、そういう状況でありますので、もちろんその後は麻生さんのもう一つの中学校とかやってもらってもいいですが、ぜひこれだけはお願いしたい。きょうで縦覧期間（住民発議）が終わったんですが、玉造、小川の住民発議が二千何百ということで出て、今そういう状況でありますのが、前の定例議会でも、政治生命をかけてもこの合併をぜひ達成するということを表明しましたし、住民座談会で住民に説明しなければならぬものですから、ぜひ前進した形で、こういう形での表現を残していただきたいというをお願いしたいと思います。

○横山会長　それでは、県の方で。

○岩上委員（阿部薫委員の代理）　きょうは市町村課の方でおりませんけれども、ほかの協議会のところを見てみますと、建設計画ではこのレベルで策定しております。ただ、中がちょっと個別的な事業はわからないだろうということで、先ほど事務局長さんの方で説明しておりますけれども、別途、別行で、こんな事業例えば、県の方でもこんな主要事業をやってほしいとかというのがございますよね、当然。そういうものとか、あるいは合併特例債を使った事業はこういう事業ですよとか、そういうふうな別のペーパーでご説明しているというところもございます。建設計画の中では、このレベルで規定しております。

以上でございます。

○横山会長　それで、今、坂本町長さんが言ったことは皆さんもよくわかりますよね。これは玉造の学校関係がおくれているということはね。ここにいる皆さんは一番先に玉造の学校を手がけるのかなって、みんな思っていると思うんですよね。それで、建設計画に玉造という名前だけ載せるのが果たして全町民にどうなのか。玉造町は載るわけですからいいですけども、それは別ペーパーで約束事をきちっとして、一つの大きな目的のための合併の平等性からしたら、やはり建設計画に載せないで、それこそ、町長さん、別なペーパーできちっとしたものをつくる。

はい、どうぞ。

○橋詰委員　玉造という特定した固有名詞をお使いになるのは抵抗あるということであれば、文言の中に、昭和40年代に建設した中学校及び給食センターというような文言に切りかえれ

ば、玉造しかないわけですから、表現のあやをかえていただいて、実質的に玉造だというようなものがだれでもわかるというようなことでやっていただければ、多少私は説明ができると。

それと、別添の資料には、それを玉造ということは別添資料でそれは特記事項としてつけていただくことをお願いしたいと思っております。

(発言者あり)

○横山会長 それでは、橋詰さん、別紙で事務局はやりたいということなんですが、ご理解いただけないでしょうか。

(休憩とってください)

○横山会長 ちょっと待ってください。

○橋詰委員 これは皆さんおわかりにならないかと思いますが、玉造の町長はじめ我々の出席した委員全員が、これは一致団結してお願いしているところでありまして、これが、先ほど町長がおっしゃいましたように、説明会もやらずにやらない。当然、説明会の後ろには、体育館を使うときには後ろの講堂に「行方3町合併」というようなビラの中で、怒号が飛ぶ中で説明していくわけなんです、実際、そういった人だったんですから。そういうような立場の中で私たちも行方3町合併に踏み切って説明しているわけですから、これは皆さんおわかりいただけると思うんですね。ですから、何とかここを「玉造」というのを本当に打ち出さしていただいて、これは合理的な理由だと思うんですよ、その理由づけとしては。昭和40年代につくったものと平成10年以降建てたものを同一に並べれば、あくまでも玉造の施設は見劣りするというのは一目瞭然ですよ。「それを直せないで玉造の町長は合併したのか」「おまえらはそれでよく合併できたな」「何をやってたんだ」「このばかやろう」と、こういうようなことは平気で言われるわけですから、そういうような立場になっているわけですから、何とかこれを文言の中に入れていただくということは、ご承知お願いしたいと、こう思うわけです。

○横山会長 はい、わかりました。じゃ、事務局の方でもう一回。

○羽生事務局長 それでは、再度お答えしたいと思います。

先ほどごらんいただきました合併まちづくり計画の5ページの欄、恐れ入りますが、もう一度お聞きいただきたいと思います。

その3行目以下、先ほど読み上げましたけれども、幼稚園、小中学校の施設整備については、計画的に整備するとともに」とございますけれども、ここに、今ご指摘のとおり、建設年次の古いものとか、昭和何年代だとかというようなお話がございましたけれども、文言はとにかく検討させていただくことにしまして、この中にそれがあつて程度明確になるような文言で整

理してお示ししたいというふうに考えていますが、いかがでしょうか。それが1点。

さらに、もう1点は、具体的な名前を、玉造中学校あるいは玉造幼稚園というような具体的な名前を入れた別紙でお示ししたい。そういうことでこの次の協議会において提案をさせていただきたいというふうに考えますが、そのように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○横山会長 よろしいでしょうか。

○橋詰委員 拡大解釈してわかるような表現の仕方よりは、より具体的なものでないと大変苦労するというのは当事者しかわからない事情だと思います。その点をご賢察していただきたいと、こう思います。切にこれはお願いするわけなんです。ですから、我々の困窮しているところは、今度の合併の説明会にどのようにしたらそれが納得できるか、別紙であろうとなかろうと、具体的にこれは一番前面に打ち出していただくのが、我々一番望ましいところなんです。町長も、一番これは玉造町長として生命線なんです。それで、我々自体もこの点については必ず指摘される問題でありますから、何としてでも、これは本当にお願いしたい。ですから、拡大解釈した文言でこれがそうなんだよというような抽象的なことよりは、より具体的、それを盛ったものでお願いしたい、それだけです。

○横山会長 それでは、事務局から今説明したような状況でよろしいですか。

○橋詰委員 次回でいいですよ、継続で。ただ、文言は具体的に入れてもらわないと、町長、執行部、これが一番困るわけですから、玉造は。

○横山会長 それでは、継続ということでもいいですか。

○橋詰委員 今の形ではまだ見ていませんからね、文章そのものを。

○横山会長 それでは、そのほか、皆さんご意見ありますか。

はい。

○齋藤委員 北浦の齋藤ですが、3町での合併、それに伴っての特例債のことについてお聞きしたいんですけれども、特例債が合併に対して200億、そういうふうに表示されているわけなんですけれども、新市建設計画の中で200億の何割くらいで活用するのか。例えば全体の7割、8割だろうと。そういった計画といいますか、その辺をお聞かせいただきたい。

○横山会長 それじゃ、事務局でお願いいたします。

○江寺事務局次長 こちらの財政計画の上では、フルに見ております。ただ、そのうち、こういう言い方がいいのかどうかわからないんですけれども、新規事業について言うと、基金造成は別にしまして約7割程度を見ておりまして、あと、端的に言いますと、基幹道路、これから

本当に推し進めていく基幹道路の部分で残りを使うというような形で、既存事業を振りかえれば、もともと合併特例債、想定はしていないんですが、その辺はまたいろいろと考えながら、道路整備で使っていくということで、新規についてはそういう7割程度のものと考えていければなというふうに考えております。

○横山会長 よろしいですか。

○齋藤委員 はい。

○横山会長 ほかにありますか。

はい。

○橋詰委員 3町合併しますと、水戸・神栖線が一番の背骨になる基幹道路かと、こう思います。これは県道であります。過日、百里基地民間共用化に伴う関係町村の集まりの中において、この話を役所側に申し出たところ、合併特例債の中から1割ぐらい出していただけないだろうかというように、県道であるのにもかかわらず、そういうお話が出ました。今の説明もそれと全く同じようなことで、ということにも解釈できますけれども、水戸・神栖線、これの整備、これは道路が、地元説明会もやって、くいを打って、もう七、八年ぐらいになると思うんですね、足かけ。一向に進まないで、後から出た百里基地民間共用化のための道路の整備計画は用地買収まで進んで、順序が逆になっているのも確かだと思うんです。これについては、合併しても、いつまでたってもこれがならないということであってはまずいので、これも県道ですから合併特例債の負担のない範囲で、県道の整備を早くしていただきたい。これの計画の中に入れてもらいたいと、こう思っています。どこというふうに後で書いてあるようなんですが、歩道だけの問題じゃないと思うんですね。よろしく願いしたいと思います。

○横山会長 ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 ないようでありますので、この新市建設計画については、継続協議ということにいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

大分時間もたちましたので、トイレ休憩、10分間お願いいたします。

(休憩16:01～16:15)

○横山会長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

これからは提案事項に移らせていただきたいと思います。

提案事項のまず①の使用料、手数料等の取扱いから⑥の福祉関係事業（その３）について、事務局より説明をいたしたいと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

○磯山調整班長　事務局の磯山です。

きょうお配りした提案項目資料の１ページをごらんください。

提案項目①、協定項目15、使用料・手数料等の取扱いについて説明いたします。

留意事項といたしましては、使用料、手数料については新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮しつつ、これまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、できる限り統一することが望ましいものと考えられます。しかし、差異の著しいものや事情により、合併時に調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとするなどの緩和措置を講ずることも必要と考えられます。

３町の主な使用料、手数料の現況の方を説明します。

３ページの方をごらんください。

麻生町の白帆荘の使用料は、大人１泊２食で 6,975円です。白帆の湯は入湯税を含め一般で 700円です。北浦町の北浦荘は一般で 300円です。玉造町の老人いこいの家は一般で 400円です。現在、分科会、専門部会で、入湯税を課税していない北浦町の北浦荘、玉造町の老人いこいの家については、老人福祉であることや海水浴シーズンに利用する町外者もいるため、少しでも税收確保した方がよいのではないかという考えもあるため、課税の取り扱いを今検討中でございます。霞ヶ浦ふれあいランドの入館料につきましては大人 600円です。

４ページの方をごらんください。

町営住宅使用料につきましては、麻生町と玉造町に町営住宅があり、使用料については両町とも公営住宅法に基づいて定めております。

教職員住宅使用料につきましては、北浦町と玉造町で教職員住宅があり、使用料はごらんのとおりとなっており、具体的な調整方針（案）は合併時まで調整する方向でございます。

５ページをごらんください。

玉造町の農村改善センターの使用料は大会議室１回につき 4,200円です。他の利用料はごらんのとおりとなっております。榎本地区農民研修センター使用料は１回につき 530円です。高須崎公園体験農場使用料は、都市住民に対し１区画、約 3.3平方メートルで貸し出し、年間 8,000円です。高須崎交流センター使用料は、１室１回 530円です。

６ページをごらんください。

衛生センター利用料等につきましては、麻生町の衛生センター利用料は 1.8キロリットル以下 1 台当たり 800円、 2.7キロリットル以下 1 台当たり 1,200円、 3.6キロリットル以下 1 台当たり 1,600円です。北浦町の自給肥料供給センターの搬入手数料は、 1.8キロリットル以下 1 台当たり 600円、 2.7キロリットル以下 1 台当たり 900円、 3.6キロリットル以下 1 台当たり 1,200円です。液肥の利用料については無料になっております。玉造町の有機肥料センター搬入手数料は無料になっております。有機肥料散布車使用料、家畜排せつ物収集使用料はごらんのとおりとなっております。有機肥料利用料は、液状堆肥で 1 トン当たり 100円。堆肥で 1 キログラム当たり 10円です。具体的な調整方針（案）といたしましては、施設ごとの搬入エリアをどうするか及び人ふんと家畜の搬入手数料を分けて考えてはどうかなどを整理し、合併時までに調整する方向でございます。

北浦町の農産廃棄物処理施設利用料は無料となっております。粗大ごみ収集手数料につきましては、個人で直接ミタセンターへ搬入した場合、3 町を初め 200キログラムまで無料、超過分 10キロにつき 50円です。有料戸別収集は、北浦町、玉造町が実施しており、料金は同じで、粗大ごみ 1 個当たり、大型 1,000円、中型 500円、小型 300円でございます。また、玉造町だけ、年 1 回収集回収を実施しており、料金は無料で実施しております。具体的な調整方針（案）は現行のとおりでございます。

7 ページをごらんください。

公民館分館・学習センター等使用料につきましては、ごらんのとおりとなっております。具体的な調整方針（案）といたしましては、現行のとおりに使用料を徴収する方向でございます。

8 ページから 9 ページをごらんください。

社会体育施設利用料はごらんのとおりとなっております、具体的な調整方針（案）といたしましては現行のとおりに使用料を徴収する方向でございます。

10ページの方をごらんください。

北浦町の文化会館等使用料はごらんのとおりとなっております。具体的な調整（案）といたしましては、現行のとおりに使用料を徴収する方向でございます。

11ページをごらんください。

戸籍関係手数料はごらんのとおりで、差異が見られるものについては除籍の記載事項証明書の料金があり、麻生町では 450円、北浦町・玉造町が 750円でございます。

住民基本台帳関係手数料はごらんのとおりで、差異が見られるものについては、住民票謄本（世帯全員の写し）、閲覧（年齢別索引簿）、広域交付住民票（世帯全員の写し）があります。

印鑑関係手数料はごらんのとおりで、差異が見られるものにつきましては、印鑑登録（新規）（再登録）、認可地縁団体印鑑登録（新規）（再登録）があります。

戸籍関係手数料、住民基本台帳関係手数料、印鑑関係手数料の具体的な調整方針（案）といたしましては、合併時に統一する方向です。

鳥獣保護関係手数料につきましては差異があり、麻生町、玉造町は 3,400円で、北浦町が 2,000円でございます。具体的な調整（案）といたしましては、合併時までに調整する方向でございます。

12ページをごらんください。

狂犬病予防法関係、屋外広告物関係手数料はごらんのとおりで、3町同一料金でございます。

13ページをごらんください。

租税特別措置法関係手数料は麻生町だけあり、ごらんのとおりでございます。具体的な調整方針（案）といたしまして、合併時までに調整する方向でございます。

臨時運行許可関係手数料は麻生町だけあり、1両 750円で徴収しております。具体的な調整方針（案）といたしまして、現行どおり徴収する方向でございます。

その他につきましては、公簿、公文書等の謄写に差異があり、麻生町ではA 4、1枚20円、B 4以上1枚30円、北浦町では1枚20円、玉造町では30円です。具体的な調整方針（案）といたしましては、合併時に統一する方向です。

農業振興地域整備計画に係る「農用地区域外証明」手数料につきましてはごらんのとおりで、3町同額です。

14ページをごらんください。

都市計画図につきましてはごらんのとおりです。具体的な調整方針（案）といたしましては、合併時に統一する方向です。

また、15ページから18ページは先進地事例になっておりますので、後でごらんください。

以上を踏まえ、1ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、1、使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民負担の公平性の観点から、可能な限り同一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

2、手数料については、3町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本にサービスに他する適正な負担額を検討し、合併時に統一する。

以上、提案させていただきます。よろしくお願いします。

○永峰総務班長　続きまして、提案事項②ということで、資料の方、19ページをごらんいただきたいと思います。

協定項目18、町名・字名の取扱いでございます。

まず、3町の現況の欄をそれぞれごらんいただきたいと思います。それぞれ字名が記してございます。ナンバーが振ってございますけれども、こちらはそれぞれ字の読み方の五十音順ということで整理番号としてご理解をいただきたいと思います。麻生町に「大字青沼」からはじまり「矢幡」まで27、北浦町に「内宿」からはじまり「両宿」までの15、玉造町に「大字荒宿」から「若海」の16ということでございます。また、玉造町に乙、甲という表記がございますけれども、こちらについては大字の名称というものがなく、番地の頭に乙及び甲というようなものが記されているというふうに聞いてございます。

これらの現況を踏まえまして、上段の方の調整方針（案）でございます。

大字の区域については、現行どおりとし、名称については、次のとおりとする。

- (1) 麻生町の大字は削除し、名称は現行どおりとする。
- (2) 北浦町の大字の名称は、現行どおりとする。
- (3) 玉造町の大字の名称は、合併前において現町で調整する。

こちらの考え方としましては、まず、北浦町の大字の表記というものが町制施行のときに削除してございますので、現時点で大字というようなものはなく、例えば「北浦町内宿」というような表記でございます。そういう面で、北浦については大字の削除というようなものは表現してございません。また、先ほどの玉造町の乙及び甲の表記の部分について、こちらについては、そこに住む住民の方々の意向等もあろうかなということもございまして、合併までに現町において住民意向等も踏まえながら調整していくという内容の考え方でございます。

以上、ご提案でございます。よろしくお願いいたします。

○磯山調整班長　事務局の磯山です。

続きまして、23ページの方をごらんをお願いしたいと思います。

提案事項③、協定項目20、国民健康保険事業の取扱いについて説明いたします。

まず、3町の現況について説明いたします。

概要については、平成15年7月31日現在、麻生町で国保加入世帯 3,195世帯、被保険者数 8,850人、北浦町で国保加入世帯が 2,163世帯、被保険者数 6,634人、玉造町で国保加入世帯 2,712世帯、被保険者数 7,441人です。

平成14年度決算状況についてはごらんのとおりでございます。

24ページをごらんください。

平成16年度本算定時調定額につきましては、1世帯当たりの医療費分保険税現年度調定額（一般）は、麻生町20万 8,830円、北浦町19万 3,987円、玉造町18万 5,600円です。それを1人当たりにすると、麻生町7万 1,332円、北浦町6万 3,498円、玉造町6万 6,617円です。

1世帯当たりの介護分保険税現年度調定額（一般・退職）は、麻生町2万 8,825円、北浦町2万 8,634円、玉造町2万 3,650円です。それを1人当たりにすると、麻生町1万 9,182円、北浦町1万 7,988円、玉造町1万 6,009円でございます。

納期については差異があり、麻生町が7月、8月、10月、11月、1月、2月の6回の納期で、本算定を1期目の7月に行い、税額決定し課税しております。北浦町は、4月、6月、8月、10月、12月、2月の6回の納期で、本算定を3期目の8月に行っており、1期・2期につきましては前年度の税額をもとに暫定賦課しております。玉造町は、4月、6月、8月、10月、11月、2月の6回の納期で、本算定を3期目の8月に行っており、1期・2期につきましては前年度の税額をもとに暫定賦課しております。

25ページをごらんください。

税率については3町に差異があり、平成16年度の税率はごらんのとおりになっております。

納付内容につきましてはほぼ同一ですが、葬祭費の給付について3町に差異があり、麻生町では1件6万円、北浦町では1件5万円、玉造町では1件3万円になっております。

26ページの方をごらんください。

高額療養費貸付についてはほぼ同一ですが、利子制度で無利子要件に多少差異があります。

運営協議会の委員人数につきましては、麻生町で18名、北浦町で10名、玉造町で15名でございます。

健康づくり事業につきましてはごらんのとおりとなっております。

また27ページから31ページは先進地事例になっておりますので、後でごらんください。

以上を踏まえて、23ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、1、税率・納期・給付内容・高額療養費貸付、健康づくり事業については、平成18年度より統一するよう調整する。

2、運営協議会については、合併時に統一する。

以上、提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

○阿部書記 事務局の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、提案事項④、福祉関係事業（その1）高齢福祉について、3町の事務事業をご

説明いたします。

ページは32ページでございます。

敬老事業でございます。

1番としまして敬老祝い金、麻生町は、米寿達成者、100歳達成者、100歳以上高齢者となっております。北浦町におきましては、米寿達成者、白寿達成者、100歳達成者となっております。玉造におきましては、敬老祝い金は80歳以上ということでございます。

33ページをごらんいただきます。

2番目としまして、敬老者名簿でございます。麻生町におきましては、全地区の70歳以上の高齢者のいる世帯に1部配布しております。北浦町につきましては、単位老人クラブごとに作成しております。玉造町におきましては、配布は行っておりません。

3番目の敬老週間訪問でございます。麻生町につきましては88歳及び100歳を超える高齢者及び100歳以上の高齢者を訪問して、ほう状や記念品を贈るということでございます。北浦町におきましては、年度中に満88歳及び99歳に達する高齢者に、ほう状や記念品を贈るということでございます。玉造町におきましては実施しておりません。

4番としまして、金婚祝賀会でございます。これは、ごらんのとおり北浦町のための制度となっております。

5番目の敬老祝賀でございますが、実施方法に差異がございます。麻生町におきましては、34ページをごらんいただきたいと思いますと思うんですけれども、内容は白帆の湯の招待券を配布ということでございます。北浦町におきましては、単位老人クラブで地区ごとに祝賀会を開催するということでございます。玉造町におきましては、地区ごとに祝賀会を開催するということでございますが、式典の部、宴会の部に分かれて実施しているということでございます。

続きまして、生活管理指導短期宿泊事業でございます。これは、主に65歳以上の家族の介護を受けている寝たきりや痴呆の方、ひとり暮らしの方を対象に、要介護状態の進行を予防し福祉の増進を図ることを目的として行われております。国の制度を基に実施している事業ということで、目的については3町同一でございます。以下、概要、委託先、それから35ページになりますが委託料、個人負担、町負担については、麻生、玉造町は同一でございます。北浦町に差異がございます。

続きまして、軽度生活援助事業でございます。これは、在宅のひとり暮らし高齢者で介護保険制度の認定において対象外になる者が、生活支援サービスを受けることにより、自立した生活を継続するとともに、要介護状態にならないようにするということが目的となっております。

す。ごらんのとおり、目的、対象、内容等は3町同一となっております。ごらんのとおり、利用者負担、委託先、委託料につきましては、3町に差異がございます。

続きまして、36ページをごらんいただきます。

生きがい活動支援通所事業でございます。これにつきましても、目的、対象、内容ともに国の制度ということで3町同一となっております。利用者負担、利用料につきましては、麻生町、玉造町が同一となっております。委託先につきましては、3町に差異がございます。

続きまして、老人ホームへの入所措置でございます。こちらにつきましては、ごらんのとおり3町同一となっております。

37ページをごらんいただきます。

ひとり暮らし老人向け事業でございます。

1番としまして愛の定期便、これは65歳以上のひとり暮らしの老人を対象に、隔日ごとに乳製品を配布し安否の確認をするということで、やはり県の制度ということで3町同一でございます。委託先に差異がございます。

続いて、2番目といたしまして、ひとり暮らし老人福祉手当でございます。これは町単独の事業でございます。玉造町のみの制度となっております。目的としまして、老人福祉法の基本理念に基づき、玉造町に居住する独居老人の福祉の向上をはかるためとなっております。対象者は65歳以上のひとり暮らし高齢者、内容は1人につき年額1万円を支給となっております。配布は民生委員さんをお願いしております。15年度の実績は104人となっております。

続きまして、38ページをごらんいただきます。

介護慰労金でございます。これは65歳以上で、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している者に対して慰労金を支給する制度でございます。やはり国の制度ということで、3町同一となっております。支給額につきましては、麻生町と玉造町は同一となっておりますが、北浦町に差異がございます。

続きまして、高齢者住宅整備費補助事業でございます。これは、ごらんのとおり玉造町のみの制度となっております。

続きまして、39ページをごらんいただきます。

緊急通報システムでございます。これは、ひとり暮らし老人等に対し、緊急通報システムを実施することにより日常生活上の緊急事態における不安を解消し、もって福祉の増進を図ることを目的としております。やはり国の制度ということで、3町ともに同一となっております。

続きまして、老人日常生活用具給付事業でございます。こちらにつきましても国の制度とい

うことで、3町同一となっております。

続きまして、民間社会福祉施設補助でございます。こちらも3町同一となっております。

40ページをごらんいただきます。

老人クラブ助成でございます。これは、老人クラブの活動の促進と老人クラブの健全育成を図ることを目的としております。補助金につきましては、麻生町は、単位老人クラブ1団体につき年額5万8,800円、老人クラブ連合会に対し年額56万9,000円、それぞれ補助しているということでございます。北浦町におきましては、単位老人クラブに1団体につき年額4万9,200円プラス450円掛ける人数、老人クラブ連合会に対しては年額44万4,000円となっております。玉造町におきましては、単位老人クラブ1団体につき年額5万7,600円、老人クラブ連合会に対し年額50万円となっております。事務局は、ごらんのとおり、それぞれの社会福祉協議会となっております。

続きまして、その他の事業でございます。

1番目の高齢者と子供のふれあい事業でございます。これにつきましては、麻生町と玉造町で実施しております。北浦町は実施しておりません。

2番目の高齢者スポーツ大会、これはごらんのとおりとなっております。

3番目の家族介護者研修会でございますが、これにつきましては、北浦町、玉造町が年1回実施ということでございます。

続きまして、41ページをごらんいただきます。

4番のシルバー人材センターでございますが、これは麻生地区、北浦地区、玉造地区ということで、3町にそれぞれ設置をされておきまして、それを総称しまして社団法人行方地方広域シルバー人材センターという名称になっております。これは、おおむね60歳以上の高齢者が会員となり、雇用によらない臨時的・短期的な仕事を個人や民間企業、官公庁などから請け負う自主的な組織として活動しております。会員数についてはごらんのとおりとなっております。

5番の福祉電話貸与でございます。これは、ごらんのとおり、麻生・北浦同一でございます。玉造町におきましては、維持に関する費用を自治体で負担しております。

続きまして、42ページをごらんいただきます。

6番の紙おむつ支給でございます。これは、麻生町と北浦町は、介護認定を受けた方が対象となってるのに対しまして、玉造町は介護保険対象外の方が対象となっております。これが大きな違いとなっております。内容につきましては、麻生町は町内の薬局・薬店で利用できる助成券を月5,000円分支給しております。北浦町は、紙おむつ、尿取りパットを現物給付すると

ということで、こちらにつきましては月60枚を支給しているということでございます。玉造町におきましては、紙おむつ等を現物給付するということで1カ月 6,000円までは1割自己負担、超えた部分は全額自己負担ということでございます。なお、玉造町におきましては、介護保険制度の中で同様のサービスを実施しております。

続きまして、7番目の在宅介護支援センターでございます。こちらにつきましては、やはり国の制度ということで、ごらんのとおり、目的、対象者につきましては同一でございます。委託先につきましてはごらんのとおりとなっております。

続きまして、43ページをごらんいただきます。

デイサービスセンターでございますが、これは、麻生町には町所有の施設があります。北浦町、玉造町には町所有の施設はございません。なお、麻生町におきましては、施設の管理運営については社会福祉法人親和会に委託しているということでございます。

9番目の給食サービスでございますが、これは、ひとり暮らしの高齢者にボランティアのつくった弁当を食べてもらうということで3町同一でございますが、麻生町、北浦町におきましては、弁当の宅配をしております。玉造町におきましては宅配はしていないということでございます。

続きまして、10番目の徘徊高齢者家族支援サービスでございますが、これは徘徊等による行方不明などを早期発見できるシステムを貸与するサービスでございます。やはり国の制度ということで3町同一となっております。

続きまして、老人保健事業でございます。こちらも国の制度ということで3町同一となっております。

続きまして、44ページでございますが、こちらに最近の先進事例における取扱いということで記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、32ページへお戻りいただきたいと思います。

以上、3町の現況を踏まえまして、高齢福祉の調整方針（案）を提案させていただきます。

1、国又は県が定める制度に基づき実施している事業については、次のとおりとする。

1) 3町に差異のないものについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2) 3町に差異のあるものについては、3町の均衡が保たれ制度の趣旨及び目的が効果的に機能するよう留意し、合併時まで調整する。

2、各町が独自に実施している事業で、差異のあるものについては、地域の実情に配慮し、均一的、総合的サービス提供の観点に留意し、合併時まで調整する。

1) 敬老事業については新市に引き継ぐものとする。事業内容については各町のこれまでの取り組みの経緯を踏まえ、合併時まで調整する。ただし、金婚祝賀会については、合併時に廃止する。

2) 高齢者住宅整備費補助事業については、合併時に廃止する。

続きまして、提案事項⑤、(その2)の児童福祉について、事務事業ごとに3町の現況をご説明させていただきます。

まず、45ページをお開きください。

まず、児童手当でございます。これは9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には支給されないことになっております。支給額につきましては、第1子・第2子ともに、5,000円となっております。第3子以降は1万円となっております。国の制度ということで、ごらんのとおり3町ともに同一となっております。

続きまして、46ページをごらんいただきます。

児童扶養手当でございます。国の制度に基づいた事業ということで3町同一となっております。

47ページをごらんいただきます。

特別児童扶養手当でございます。こちらにつきましても、国の制度をもとに実施している事業ということで3町同一となっております。

続きまして、保育所でございます。保育所数及び定員でございますが、麻生町は麻生保育園、竜翔寺保育園ということで2カ所ございまして、定員は165名となっております。北浦町におきましては、北浦保育園ということで1カ所で、定員は80名となっております。玉造町におきましては、玉造第一保育園、第二保育園、第三保育園ということで3カ所ございまして、定員は210名となっております。保育料でございますが、これにつきましては、第1から第7段階に分かれております。階層によっては部分的に同額となっている階層もございますが、保育料につきましてはごらんのとおり3町に差異がございます。保育時間でございますけれども、こちらにつきましても、3町に差異がございます。また、延長保育については、麻生町と玉造町は実施しておりますが、北浦町は実施しておりません。

続きまして、48ページをごらんいただきます。

私立保育所助成でございます。これは3町のそれぞれの保育所が実施している事業についての補助となっております。国からの補助、または県からの補助、町からの補助ということで、

ごらんのとおりとなっております。

続きまして、49ページをごらんいただきます。

医療費助成でございます。まず、県の制度に基づく助成で医療福祉費制度がございます。これにつきましては、ごらんのとおり3町同一となっております。

続きまして、町独自の医療費助成ということで、1番としまして未就学時の医療費助成がございます。これは玉造町のみの制度となっております。これは子育て支援の一環として、未就学児の医療費負担の無料化を図ることを目的として行われております。受給資格としましては、義務教育就学前であること、玉造町に住所を有すること、医療保険に加入していることとなっております。助成内容につきましては、医療機関受診の際に発生する保険診療個人負担分を後日申請手続の上返金ということでございます。平成15年度の実績としましては、人数が927人、件数が7,100件、支払金額が1,092万6,467円となっております。

続きまして、50ページをごらんいただきます。

2番としまして、妊産婦外来自己負担分の助成ということですが、これにつきましては、麻生町、北浦町が実施しております。助成内容としましては、妊産婦に係る医療費の外来自己負担分（1回500円、月2回まで）ということで助成をしております。これにつきましては、玉造町は実施しておりません。

続いて、3番の乳幼児外来自己負担分助成でございますが、これにつきましては、麻生町、玉造町で実施しております。助成内容につきましては、乳幼児に係る医療費の外来時自己負担分（1回500円、月2回）までを助成するということでございます。

続きまして、51ページをごらんいただきます。

子育て支援事業でございます。これは、少子化や核家族化などに対応し、地域で安心して子育てができる環境をつくるということを目的としております。麻生町におきましては学童保育、北浦町におきましては放課後児童クラブ、玉造町におきましては、キッズキャビン、エンゼルサポート、子育て広場、ス・トミック講座、子育て相談、アタッチメントケア、アタッチメント教室、0歳児親子教室、のびのび教室、どろんこキッズ、休日教室、保育サポーター事業を実施しております。ごらの事業は福祉課が担当している事業でございますけれども、子育て支援事業については、麻生、北浦が一つの事業であるのに対して、玉造町が12の事業を実施しているということで大きな差異がございます。

ただ、資料の51ページの中段ちょっと下を見ていただきたいんですけども、麻生町と北浦町におきましては、健康増進課あるいは健康推進課あるいは生涯学習課等で、玉造町と類似の

事業を実施しているということで、参考にこちらに記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、次世代育成事業でございます。これは、我が国における急速な少子化の進行等にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、行動計画の策定等を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としております。これにつきましては、現在、平成17年度事業開始に向け、各町で次世代育成事業の地域行動計画を策定中でございます。

続きまして、53ページをごらんいただきます。

母子福祉でございます。これは県の事業ということで母子寡婦福祉資金貸付がございます。やはり県の制度ということで、3町同一となっております。

54ページですけれども、こちらに最近の先進事例を掲載していますので、ごらんいただきたいと思います。

45ページへお戻りいただきます。

以上、3町の現況を踏まえまして、児童福祉の調整方針（案）を提案させていただきます。

1、児童手当、児童扶養手当等の国又は県が定める制度に基づき実施している事業で3町に差異がないものについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2、保育所保育料については、国の徴収基準及び近隣市町村の保育料を参考に合併時まで調整する。

3、私立保育所助成については、合併時は現行のとおりとし、新市において調整する。ただし、保育所給食費補助については、合併時に廃止する。

4、医療費助成（町）については、現行のサービスを低下させないことを原則に調整し統一する。

5、子育て支援事業については、現行のサービスを低下させないことを原則に、新市において調整する。

6、次世代育成事業については、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、地域行動計画を新市において新たに策定する。

続きまして、55ページをごらんいただきます。

提案事項6、（その3）の社会福祉について、事務事業ごとに3町の現況をご説明いたします。

まず、生活保護でございます。これは国の制度ということで、3町ともに同一となっております。

続きまして、56ページでございます。

障害児（者）福祉の(1)在宅心身障害児福祉手当でございますが、こちらにつきましても県の制度に基づく事業ということで3町同一となっております。

2番目でございますが、在宅心身障害児福祉手当、これは町独自の事業ということで、玉造町のみとなっております。目的としましては、在宅心身障害児の保護者に手当を支払うことにより、これらの障害者の介護にあたる保護者とその家族の精神的・身体的労苦に報い福祉の増進を図るということです。受給対象者は、重度の障害者であり、保護者と同居している者。障害程度につきましては、ごらんのとおりとなっております。支給額については1人につき年額1万円ということで、平成15年度の実績は225件でございます。

続きまして、57ページをごらんいただきます。

(2)の福祉手当でございますが、こちらにつきましても国の制度に基づく事業ということで、3町同一となっております。

続いて、(3)その他の心身障害者（児）援護施策でございますが、1、補装具の交付と修理、2、日常生活用具の給付と貸与、3、更正医療の給付、4、重度障害者（児）住宅リフォーム事業、5、身体障害者自動車運転免許取得費補助、6、身体障害者自動車改造助成、7、心身障害者扶養共済制度の加入促進、8、身体障害者有料道路通行割引証の交付、9、自動車税・自動車所得税減免申請のための生計同一又は常時介護証明、10、放送受信料免除又は半額免除申請のための証明ということで、1から10につきましては国または県の制度ということで3町同一となっております。

11番目でございますが、人工透析通院補助、これは北浦町のみ制度となっております。

続きまして、12番の心身障害者福祉作業所でございますが、これは、目的、事業内容については、麻生町、北浦町同一となっております。対象者につきましても、表現に若干差異がございますけれども、ほぼ同一となっております。なお、玉造町におきましては、現在実施に向け準備中ということでございます。

続きまして、59ページをごらんいただきます。

13、身体障害者更生訓練費支給、14、身体障害者就職支度金支給、こちらは国の制度ということで同一となっております。

15、重度心身障害者福祉タクシー事業、これにつきましては、重度心身障害者の社会参加を

促進し、もって福祉の向上を図ることを目的とし、年間54枚のタクシー券を交付しております。目的、事業内容につきましては3町同一でございます。対象者につきましては、麻生町・北浦町は、身体障害者手帳1、2級該当者、療育手帳マルA、Aと判定された者となっておりますけれども、玉造町におきましては、加えまして、3) としまして精神障害者保健福祉手帳1、2級該当者に対しても助成をしているということでございます。

続きまして、16の支援費制度でございますが、これにつきましては、国の制度ということで3町同一となっております。

続きまして、60ページの17番、在宅身体障害者デイサービス、18番、精神障害者居宅介護等事業、19番、精神障害者短期入所事業、61ページをごらんいただきます。20番、精神障害者地域支援生活援助事業、これらにつきましては国の制度ということで3町同一となっております。

続きまして、福祉施設整備及び運営補助事業、民間社会福祉施設補助、それぞれ社会福祉法人への助成ということで、町長が必要と認めるとき、予算及び法令の範囲内において助成するというので3町同一でございます。

続きまして、その他の福祉でございます。

1番としまして戦没者追悼式、これは、さきの大戦において、犠牲となられた方々の霊に対して追悼の意を表するとともに、町民挙げて平和を祈念するというので、目的はほぼ同一となっております。事業内容につきましては、麻生町は献花方式により3年に一度の開催でございます。北浦町におきましては、やはり献花方式により毎年開催でございます。玉造町におきましては、神仏で対応ということで、こちらも毎年開催となっております。以下、ごらんのとおりとなっております。

続きまして、62ページをごらんいただきます。

2、災害弔慰金、これれにつきましては、自然災害により死亡した人の遺族に対して、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸し付け等を行う事業でございます。内容については、3町に差異がございます。

次に、3番目の災害見舞金でございますが、これにつきましては北浦町の制度となっております。

4番目の民生委員でございますが、麻生町においては民生委員39人、北浦町においては23人、玉造町においては29人ということでございます。任期については平成16年11月30日までということで3町同一となっております。県からの交付金あるいは補助金、それから、民生委員協議会への町からの助成措置等については、3町に差異がございます。

続きまして、63ページをごらんいただきます。

その他でございます。

1番としまして、麻生地区保護司会でございますが、これは、潮来市、麻生町、北浦町、玉造町の4支部で構成されるものでございます。麻生、北浦、玉造それぞれに支部が設置されております。保護司の数でございますけれども、麻生は6名、北浦は4名、玉造が5名ということでございます。

2番目の麻生保護区更生保護女性会でございますが、こちらにつきましても、潮来市を含めました4支部で構成されるものでございまして、会員は、麻生町が30名、北浦町が13名、玉造町が23名となっております。

続きまして、3番目の日本赤十字社関係事務でございます。これは、ごらんのとおり、社費及び徴収について、麻生、玉造においては同一で、北浦町において差異がございます。社費の交付金については3町に差異がございます。

64ページでございますが、後でごらんいただきたいと思います。

それでは、55ページにお戻りいただきたいと思います。

以上3町の現況を踏まえまして、社会福祉の調整方針（案）を提案させていただきます。

1、生活保護については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。
2、国又は県等が定める制度に基づき実施している事業で3町に差異がないものについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3、各町が独自で実施している事業については、これまでの取り組みの経緯や今後の福祉施策の方向性を総合的に検討し、合併時までに調整する。

1）心身障害者福祉事務所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、就業時間等については、合併時までに調整し統一する。

2）重度心身障害者福祉タクシー事業については、合併時に玉造町の制度を基に統一する。

3）戦没者追悼式については、合併年度は旧町単位で実施し、翌年度以降は新市において関係機関と協議し調整する。

4）災害弔慰金については、合併時に北浦町の制度を基に統一する。

5）災害見舞金については、合併時に廃止する。

4、民生委員協議会については、合併時までに調整する。

5、保護司会及び更生保護女性会については、合併時までに調整する。

6、日本赤十字社関係事務については、合併時までに調整する。

以上提案いたします。よろしくお願いいたします。

○横山会長 ただいまの説明につきまして、特別に皆さん、ご質問ありますか。

(なし)

○横山会長 ないようでございますので、それでは、提案事項の説明につきましては以上のとおりとさせていただきますと思います。

次に、議題の(3)でありますけれども、その他について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○江寺事務局次長 それでは、事務局から、次回の協議会の日程でございますが、お手元に開催通知の方をお配りしてございますが、9月16日木曜日午後2時から、レイクエコーの大研修室ということで、よろしくお願いいたします。

なお、その後の開催予定なんですけど、当初13回目を9月30日ということで予定しておりましたけれども、9月30日については都合により開催しないということで、今のところ10月19日ごろ開催させていただく予定で準備を進めておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。13回目は10月19日ごろということでお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○横山会長 議題につきましては以上でございます。

それでは、皆様方には長時間にわたりましてご協力、まことにありがとうございました。

進行役を事務局へ返したいと思います。よろしくお願いいたします。

○一條事務局次長 ありがとうございます。

それでは、伊藤副会長より閉会のごあいさつをお願いしたいと思います。

○伊藤副会長 長時間にわたり、大変ご苦労さまでございます。

これをもちまして、第11回行方郡合併協議会を閉会といたします。

(閉会17:00)